



2017／2018年度版 ミャンマー 投資ガイド

KPMGミャンマー



2017／2018年度版 ミャンマー投資ガイド

ミャンマー投資に係わる14の留意事項

KPMG Advisory (Myanmar) Ltd.

2017年6月改定

はじめに

この冊子では、ミャンマーへの投資を考えている方のために、ミャンマーの投資環境、殊に、税制の概要、投資規制などについて説明します。また、投資奨励制度、会計・税務制度などについても基本的な情報を提供します。各事項に関する詳細や例外事項などには触れておらず、本冊子の発行後に規制などが変更されている場合もあります。特に断り書きのない限り、本冊子に記載されている内容は2017年5月時点で入手可能な情報に基づいたものです。実際にミャンマーでの事業を始められる場合は、あらかじめ専門家のアドバイスを受けるようにお勧めします。

KPMG Internationalは、監査、税務、アドバイザリーサービスなど専門的サービスを提供するグローバルネットワークを展開しています。KPMGの使命は、我々の有する経験と知識をクライアントに有益なものに変換して提供することにあります。

KPMG Advisory (Myanmar) Ltd.

Suite No. 03-05 ~07 (Level – 3), Union
Business Centre (UBC)

Nat Mauk Road, Bo Cho Quarter, Bahan
Township, Yangon, Myanmar

代表

T : +95 1 860 3361~63

Email : myanmar@kpmg.com

目次

投資環境		1
I. 投資規制		
ポイント1.	投資規制の概要はどうなっているのか？	5
ポイント2.	どのような事業が禁止されているのか？	9
ポイント3.	どのような場合に合弁や関連省庁の承認を要するか？	11
ポイント4.	MIC投資許可はどのようなものか？	16
ポイント5.	投資法のもとでの税務上の優遇措置とはどのようなものか？	20
ポイント6.	ミャンマー進出にあたり選択できる法人の形態は何か？	26
ポイント7.	経済特区における投資規制はどのようなものか？	27
ポイント8.	経済特区法のもとでの税務上の優遇措置とはどのようなものか？	31
II. 税制		
ポイント9.	法人税の概要はどうなっているのか？	35
ポイント10.	法人税の前払いとして源泉税が徴収される取引は何か？	39
ポイント11.	個人所得税の概要はどうなっているのか？	42
ポイント12.	ミャンマーの商業税は日本の消費税に類似する税金なのか？	46
ポイント13.	税務申告の手続きはどのように行うのか？	56
III. 会計・監査制度		
ポイント14.	ミャンマーの会計基準は何か、また会計監査の制度はあるか？	58
添付資料1	MIC投資認可申請書 - Form 2	60
添付資料2	MIC通達 No.15/2017 - 関連省庁の承認を要する事業一覧	69
添付資料3	環境保護・林業省通達 No.616 / 2015 – 環境影響評価手続き（EIAを要する事業一覧のみ抜粋）	72
添付資料4	MIC通達 No.13/2017 - 投資促進事業の一覧	79

投資環境

【ミャンマーと周辺国の図】



【ヤンゴン周辺図】



【投資関連コスト比較(2016年6月現在)】

(単位:USD)

		ヤンゴン (ミャンマー) 1USD=1,305 チャット	プノンペン (カンボジア) 1USD=4,050 リエル	ホーチミン (ベトナム) 1USD=21,907 ドン	バンコク (タイ) 1USD=36.126 バーツ
賃金	ワーカー (一般工職)	月額127	月額162	月額193	月額348
	中間管理職 (課長クラス)	月額951	月額664	月額736	月額1,401
借地料・賃料等	工業団地 借料	月額0.43/㎡ (Hlaing Thar Yar 工業団地)	月額0.11/㎡ (プノンペン SEZ)	月額0.26/㎡ (アマタ工業団 地)	月額6.37~6.92 /㎡ (チョンブリ県工 業団地)
	事務所賃料	月額70/㎡ (サクラタワー)	月額30/㎡ (Phnom Penh Tower)	月額44~46/ ㎡ (SunWah Tower)	月額17/㎡ (タイムズスク ウェア)
	駐在員用 住宅借上料	月額5,400~ (70㎡) (ゴール デンヒルタワー)	月額1,500~ 2,000(ツーベッ ドルーム、 サービスアパー トメント)	月額3,326~ 4,190 (97㎡) (Saigon Sky Garden)	月額1,629 (97 ㎡) (スクンビット地 区)
公共料金	業務用電気 料金	月額基本料: なし 1KWh当たり料 金:0.06~0.11	月額基本料: なし 1KWh当たり料 金:0.13~0.17	月額基本料: なし 1kWh当たり料 金: 製造業0.04~ 0.12、流通及び サービス業0.06 ~0.19	月額基本料: 8.64 1kWh当たり料 金:0.07~0.14
	業務用水道 料金	月額基本料: なし 1㎡当たり料金: 0.88	月額基本料: なし 1㎡当たり料金: 0.23~0.36	月額基本料: なし 1㎡当たり料金: 製造業0.44、流 通及び サービス業0.77	月額基本料: 2.49 1㎡当たり料金: 0.26~0.44
	業務用ガス 料金	月額基本料: なし 料金:0.92/kg	月額基本料: なし 料金:1.26/kg	月額基本料: なし 料金:0.92/kg	料金:0.66/kg

輸送	コンテナ輸送 (40ftコンテナ) (1) 対日輸出 最寄港→横浜港 (2) 第3国輸出 (3) 対日輸入 横浜港→最寄港	(1) 800 (2) 350～400 (最寄港→シンガポール港) (3) 2,000	(1) 1,200 (2) 3,000 (最寄港→LA港) (3) 1,200	(1) 400 (2) 2,000 (最寄港→LA港) (3) 700	(1) 1,114 (2) 3,020 (最寄港→LA港) (3) 1,047
	法人所得税	25%	20%	20% (最高税率)	20%
	個人所得税 (居住者)	25% (最高税率)	20% (最高税率)	35% (最高税率)	35% (最高税率)
	日本への利子送金課税	15%	14% (最高税率)	5% (最高税率)	15% (最高税率)
	日本への配当送金課税	0%	14% (最高税率)	0%	10% (最高税率)
税制	日本へのロイヤルティ送金課税	15%	14% (最高税率)	10% (最高税率)	15% (最高税率)

出所: 第26回 JETRO アジア・オセアニア主要都市・地域の投資関連コスト比較

I. 投資規制

ポイント1. 投資規制の概要はどうなっているのか？

ミャンマーの国民民主連盟(NLD)政権は、2016年に新内閣を発足させた後、外国資本と内国資本の投資をさらに促進すべく投資法の改正を行いました。これは、かつて外交投資法と内国投資法に分割されていた投資法を一本化し、内外資本による投資を公平に取り扱うとともに、外資規制業種のさらなる明確化、投資認可手続きの簡便化を企図したものです。従前の外国投資法ではミャンマー投資委員会(MIC)の認可が必要な投資事業が不明確であったり、投資認可と優遇措置の認可とが混同されるなど分かりにくい点もあり、また外資規制についても一部の業種については明文化されない規制もあるなどの不満が内外の投資家から寄せられていました。

ミャンマー連邦政府は、ミャンマーにおける投資に対して統一的な規律を与えることになるミャンマー投資法を2016年10月に国会承認を完了し、2017年4月に、計画財務省が同法の細則となるミャンマー投資法細則(計画財務省通達No.35/2017)を発表しています。今後は、内国投資、外国投資を問わず、ミャンマーにおける全ての投資は同法、同細則に従う必要があります。一方、ミャンマーには経済特区(Special Economic Zone / SEZ)も存在しており、SEZで投資を行う場合には、ミャンマー経済特区法や関連する法規制に従うことになります(SEZにおける投資の詳細については、後述「ポイント7. 経済特区における投資規制はどのようなものか？」参照)。なお、現在実質的に稼動している経済特区は「ティラワ経済特区」のみとなります。

ミャンマー投資法ならびに同細則では、下記の規制や制度が設けられています。

(1) 禁止事業

ミャンマー投資法上で、禁止事業が概念的に定義されています(詳細については、後述「ポイント2. どのような事業が禁止されているのか？」参照)。

(2) 規制事業

事業の実施に一定の制限を加えるものとして下記の事項が定められています。

①民間に対する禁止事業

連邦政府のみが実施できる事業として、2017年4月にミャンマー投資委員会 (Myanmar Investment Commission, 以下「MIC」という) が公表した「MIC通達 No.15/2017)」で具体的な事業内容が明示されています(詳細については、後述「ポイント2. どのような事業が禁止されているのか？」参照)。

②外国投資家に対する禁止事業(外資規制)

外国投資家(外国人、外国企業ならびにそれらによってミャンマーに設立された外資企業)には実施が認められない事業として、「MIC通達 No.15/2017)」で具体的な事業内容が明示されています(詳細については、後述「ポイント2. どのような事業が禁止されているのか？」参照)。なお、現行のミャンマーの会社法では、外国人や外国企業が少しでも企業の所有者として関与している場合(例;株式会社の場合に1株でも外国人や外国企業が保有していれば)、外資企業としてみなされます。ミャンマー投資法では、内資企業、外資企業の判断区分は会社法に委ねており、今後、会社法が改正された場合、内資企業、外資企業の判断区分が変更される可能性があります。

③内資との合併が必要になる事業(外資規制)

外国投資家にとって、ミャンマー投資家(ミャンマー国民あるいは内資企業)との合併を必要とする事業として、「MIC通達 No.15/2017)」に具体的な事業内容が明示されています(詳細については、後述「ポイント3. どのような場合に合併や関連省庁の承認を要するか？」参照)。

④関連省庁からの承認が必要となる事業

ミャンマー投資家、外国投資家を問わず、事業を実施するにあたって関連省庁からの承認を要する事業として、「MIC通達 No.15/2017)」に具体的な事業内容が明示されています(詳細については、後述「ポイント3. どのような場合に合併や関連省庁の承認を要するか？」参照)。

(3) MIC投資許可

従来、一定の投資活動に関してMICから投資許可を得る必要がありましたが、ミャンマー投資法の制定に伴い、あらためてMICによる投資許可が必要となる条件が定義されています(詳細については、後述「ポイント4. MIC投資許可とはどのようなものか？」参照)。なお、MICは、連邦政府の中から選出された委員長のほか、各省庁、政府機関ならびに専門家の中から連邦政府が指名したメンバーから成り、事務局長がその運営を支える組織です。

(4) エンドースメント(外国投資家による土地の長期利用、税務上の優遇措置)

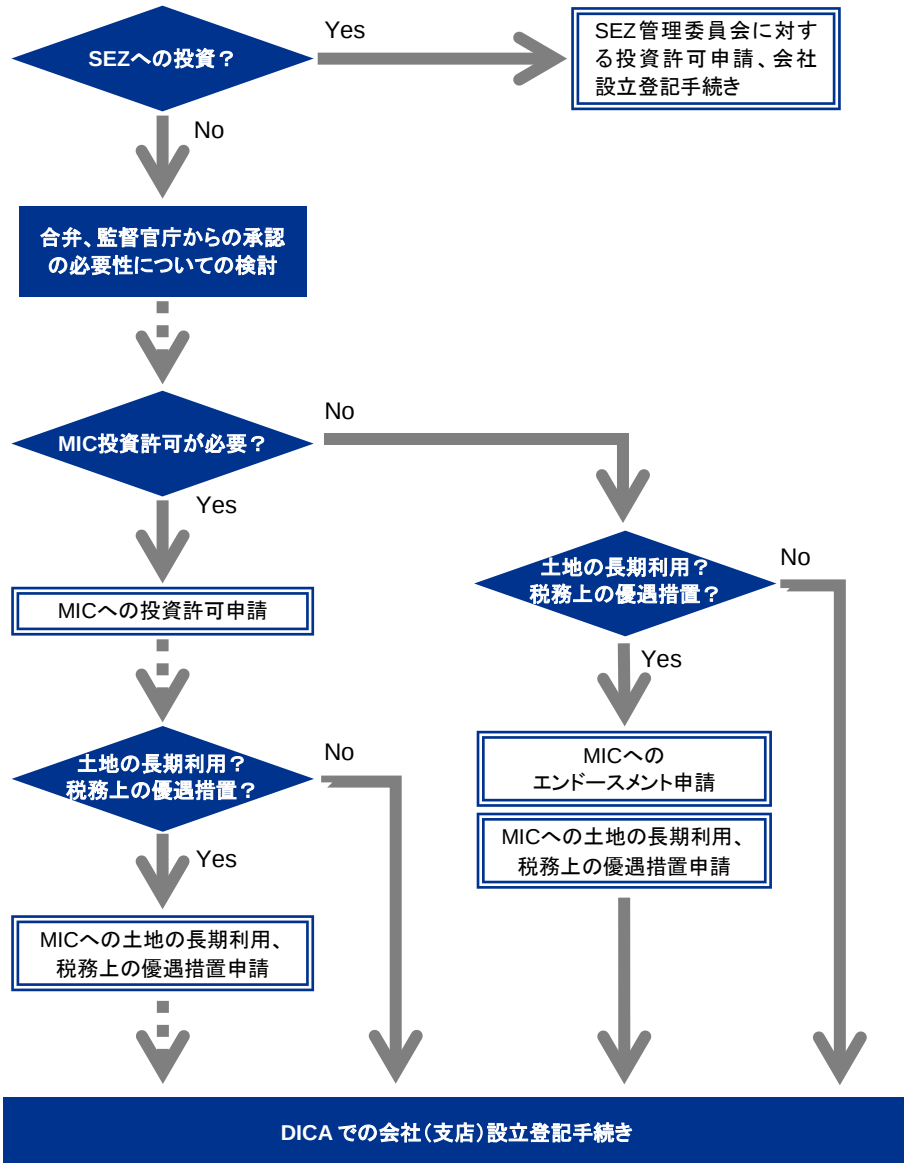
外国投資家は、不動産譲渡制限法によりミャンマーでの土地の所有や長期利用(1年を超える賃貸契約)が認められていません。このため、従来、外国投資家が製造業のような土地の長期利用を必要とする事業を実施しようとする場合、MICの投資許可申請の一環で土地の長期利用を申請し、MIC投資許可のひとつとしてその長期利用が認められていました。ミャンマー投資法施行後は、この土地の長期利用については、MIC投資許可を必要としない事業でも、「エンドースメント(是認)」手続きによって、土地の長期利用のみ単独でMICに申請することが可能になりました。

また、各種の税務上の優遇措置(詳細については、後述「ポイント5. 投資法のもとでの税務上の優遇措置とはどのようなものか？」参照)についても、従来、土地の長期利用と同様、MIC投資許可の一部として組み込まれていましたが、ミャンマー投資法施行後は、これについてもMIC投資許可申請とは別に、エンドースメント(是認)手続きを利用することによって、単独で申請することが可能になりました。

なお、MIC投資許可が必要となる事業の場合、投資許可申請を進めるなかで、土地の長期利用や税務上の優遇措置の申請を平行して実施することになります。

上記をまとめると、外国投資家はミャンマーでの投資にあたって以下の点に留意する必要があります。

【外国投資家にとっての投資手続き】



DICA; Directorate of Investment and Company Administration (投資事業管理局)

ポイント2. どのような事業が禁止されているのか？

(1) 全面的に禁止されている事業

ミャンマー投資家、外国投資家を問わず、ミャンマー投資法により下記の事業は全面的に禁止されています。

No	事業の内容
1	国防・保安のための物品製造(政府通達で特定されたもの)
2	ミャンマー国に危険なまたは有害な廃棄物を持ち込む、あるいはもたらす可能性のある事業
3	栽培や品種改良のための技術、薬品、植物、動物ならびに物品などで、検査中または未許可のものをミャンマー国に持ち込む可能性のある事業(研究開発目的を除く)
4	ミャンマー国内の各民族の伝統的な文化や習慣に影響を与える事業
5	公衆に危害を加える可能性のある事業
6	自然環境や生態系に重要な影響を与える可能性のある事業
7	既存の法律で禁止されている物品の製造やサービスの提供を伴う事業

(2) 民間禁止事業

連邦政府のみが実施できる事業として、MIC通達 No.15/2017では具体的に下記の事業が列挙されています。

No	事業の内容	産業区分
1	国防・保安のための物品製造(政府通達で特定されたもの)	製造業(国防関係)
2	国防のための武器・弾薬の製造ならびに関連するサービス	製造業(国防関係) サービス(国防関係)
3	郵便切手の発行、郵便局及び郵便ポストの設置・運営	郵便業
4	航空交通関連サービス(航空機の飛行状況を提供するサービス、航空交通に関する警報を提供するサービス、航空交通に関する助言提供、航空管制事業など)	運輸業(航空)

No	事業の内容	産業区分
5	船舶管制事業	運輸業（船舶）
6	自然林や自然林区域の管理(炭素排出削減関連のビジネスを除く)	林業
7	放射性鉱物(ウランウム、トリウムなど)の事業性調査及び採掘	鉱業（特殊鉱物）
8	電力システムの管理	エネルギー
9	電気事業に関する査察	エネルギー

(3) 外資禁止事業

外国投資家(外国人、外国企業ならびにそれらによってミャンマーに設立された外資企業)に禁止されている事業として、MIC通達 No.15/2017では具体的に下記の事業が列挙されています。

No	事業の内容	産業区分
1	ミャンマー語及び少数民族言語による定期刊行物の発行ならびに販売	情報通信業（メディア）
2	淡水での漁業及び関連するサービス	漁業
3	動物の輸出入のための検疫施設の設置(検疫行為自体は関連当局が実施)	その他
4	ペットケアサービス	サービス（その他）
5	森林区域及び政府管理下の自然林区域を利用した木材事業	林業
6	鉱山法に準拠した中小規模での鉱物の調査、試掘、事業性調査、採掘	鉱業
7	中小規模での鉱物の精錬	鉱業
8	浅掘りでの石油採掘	鉱業
9	外国人用のビザや滞在許可証のためのシールの印刷及び発行	その他
10	ヒスイや宝石の探査、試掘、採掘	鉱業
11	ツアーガイドサービス	サービス（旅行業）
12	ミニマート及びコンビニエンス・ストア(店舗床面積が10,000平方フィート、あるいは929平方メートルを超えないもの)	小売業

ポイント3. どのような場合に合弁や 関連省庁の承認を要するか？

(1) 合弁を要する事業

外国投資家(外国人、外国企業ならびにそれらによってミャンマーに設立された外資企業)にはミャンマー投資家(ミャンマー国民あるいは内資企業)との合弁形態でのみ許可される事業として、MIC通達 No.15/2017では具体的に下記の事業が列挙されています。合弁比率については、ミャンマー投資法細則によりミャンマー投資家の最低出資比率が**20%**と規定されているものの、それ以外の具体的な比率は規定あるいは明示されていません。なお、後述の関連省庁からの承認を要するケースでは、関連省庁から合弁比率(比率のレンジを含めて)が各省庁により指定される可能性があるため留意が必要です。

No	事業の内容	産業区分
1	漁港、漁業用の棧橋ならびに魚市場の建設	インフラ
2	漁業関連の調査	サービス（その他）
3	動物病院	サービス（その他）
4	農地での作物栽培、ならびにそれらの国内販売及び輸出	農業
5	プラスチック製品の製造及び国内販売	製造業（化学品）
6	天然資源を利用した化学製品の製造及び国内販売	製造業（化学品）
7	アセチレン、ガソリン、プロパン、ヘアスプレー、香水、デオドラント、殺虫剤など可燃性の固形・液状・ガス状・噴霧式製品の製造及び国内販売	製造業（化学品）
8	酸素、過酸化水素などの酸化製品、ならびにアセトン、アルゴン、水素、窒素、アセチレンなどの圧縮ガスの製造及び国内販売	製造業（化学品）
9	硫酸、硝酸などの強酸性化学物質の製造及び国内販売	製造業（化学品）
10	産業用ガス（圧縮、液化、固形）の製造及び国内販売	製造業（化学品）
11	ビスケット、ウエハース、各種麺類などの穀物食品の製造及び国内販売	製造業（食品・飲料）

No	事業の内容	産業区分
12	スイーツ、ココア、チョコレートなどの各種菓子製品の製造及び国内販売	製造業（食品・飲料）
13	牛乳、乳製品を除くその他の食品の加工、缶詰製造、製造ならびに国内販売	製造業（食品・飲料）
14	麦芽、麦芽飲料（ビール）ならびに非炭酸製品の製造及び国内販売	製造業（食品・飲料）
15	蒸留酒、アルコール飲料ならびにノンアルコール飲料の製造（蒸留、混合、精留、ボトリングなど）及び国内販売	製造業（食品・飲料）
16	製氷及びその国内販売	製造業（食品・飲料）
17	飲料水の製造及び国内販売	製造業（食品・飲料）
18	石鹼の製造及び国内販売	製造業（その他）
19	化粧品の製造及び国内卸販売	製造業（その他）
20	居住用アパート、コンドミニアムの開発、販売ならびに賃貸	不動産業
21	国内旅行サービス	サービス（旅行業）
22	海外の病院への患者の輸送業務	サービス（医療）

(2) 関連省庁からの承認を要する事業

ミャンマー投資家、外国投資家を問わず、関連省庁からの承認を要する事業として、MIC通達 No.15/2017では具体的な事業が列挙されています（添付2「MIC通達No.15/2017 関連省庁の承認を要する事業一覧」参照）。

下表では、産業区分別に要約したものを記載しています。

なお、MIC通達No.15/2017では、関連省庁から出されたその他の法令等によって事業の制限が規定されている場合には、それらに従う必要がある旨記載されています。そのため、下表には記載されていないものの、事業実施にあたってはその他の制限事項がある点に留意が必要です。

また、同通達では、輸出入を伴う事業の場合には、商業省の方針に従う必要がある旨記載されています。輸入の際には、商業省から対象物品ごとに輸入ライセンスを取得する必要がありますが、これまでは、一部の物品（例；ショールーム販売用の新車、農業・医療関係など）やMIC投資許可・SEZ投資許可を得ている場合を除き、外資企業には輸入ライセンスの付与が認められていません。今回公表されたミャン

マー投資法細則では、「他の法律で規定されている場合を除き、ミャンマー投資法のもとで投資を行う投資家は、MICからの特別な承認を得ることなく投資に関連する設備・物品または原料を輸入することができる」(ミャンマー投資規則230条)、「関連する法令等に基づいてライセンスや承認が必要とされる場合には、投資家は関連する省庁への申請を行う権利を有し、関連する省庁はその法律における条件を満たしている場合にはそれらのライセンスや承認を出さなければならない」(ミャンマー投資規則231条)と規定されており、一見すると外資企業にも輸入権限が開放されるような印象がもたれますが、MIC通達No.15/2017における上記の記載で、輸入権限に関しては引き続き商業省の管理下であることが強調されています。

監督官庁	事業内容	産業区分
内務省	麻酔薬、向精神薬の製造販売	製造業（医薬品）
情報省	活字及び放送の複合メディア事業	情報通信業（マスメディア）
	外国語による新聞発行	
	各種放送事業（FM放送、ケーブルテレビ等）	
農業・畜産・灌漑省	漁業資源に関するビジネス、遠洋漁業	漁業
	動物用医薬品の製造販売	製造業（医薬品）
	畜産、動物用の遺伝子研究および関連ビジネス、飼料や品種の研究、動物医療の研究	農業（畜産）
	種子、新種植物に関するビジネス	農業（その他）
	農薬、肥料、活性剤、除草剤に関するビジネス	製造業（化学品）
	農業関係の研究	農業（その他）
	季節性作物の栽培	農業（耕作、栽培）
運輸・通信省	自動車登録用検査、自動車教習所	サービス
	鉄道用車両・スペアパーツの製造、メンテナンス	運輸業（鉄道）
	鉄道用駅舎、線路の建設	
	列車運行（列車運行用の発電含む）	
	鉄道輸送用のドライポートサービス	
	郵便事業	郵便業

監督官庁	事業内容	産業区分
	通信サービス	情報通信業（通信）
	衛星通信機器、レーダー通信機器、ラジオ通信機器、電話機ならびに携帯電話機の製造、販売	製造業（通信機器）
	航空訓練サービス	サービス（教育）
	国内航空輸送、国際航空輸送	運輸業（航空）
	航空機のメンテナンス、航空機のリース	
	空港内、離発着場での各種サービス	
	海事教育、海事訓練サービス	サービス（教育）
	国内・国際船舶輸送（乗客、貨物）	運輸業（船舶）
	船荷取扱い	
	引船、曳舟サービス	
	造船業、船舶解体業	
	船舶の販売仲介、船舶リース	
	船舶の規格検査サービス	サービス（その他）
	水路、栈橋、港湾の建設、運営、補修	インフラ
天然資源・環境保護省	森林区域及び政府管理区域での丸太伐採	林業
	植林事業	
	木材関連事業	
	森林区域、自然保護区域でのエコツーリズム	
	林業分野での先端技術開発、研究、人材育成	その他
	商業目的での遺伝子組替生物の輸入、再生ならびに販売	
	商業目的での野生生物（動植物）の輸入、栽培・繁殖、販売	
	外国投資家による鉱物資源の探査、事業性調査ならびに採掘（大規模）	鉱業
	内国投資家による鉱物資源の探査、事業性調査ならびに採掘（中小規模）	
	外国投資家による宝石の採掘、宝飾品の製造販売	製造業（宝石・宝飾品）

監督官庁	事業内容	産業区分
	真珠の養殖	漁業
	オゾン層に影響を与える物質の製造	製造業（その他）
	大規模な紙パルプの生産	製造業（パルプ）
電力・エネルギー省	大規模発電（30メガワット以上）	エネルギー
	電力関連事業	
	海洋掘削設備の輸入、製造、建設・設置	
	石油、ガス、石油製品の運搬・貯蔵用の設備の建設、据付	
	精製施設の建設、補修	
	石油、ガスの埋蔵調査用設備の輸入、製造、建設・据付	
工業省	ワクチンの生産	製造業（医薬品）
商業省	小売業	小売業
	卸売業	卸売業
保健・スポーツ省	民間の病院、保健・介護サービス	医療
	民間の伝統医療用の病院、診療所	
	伝統医薬品（原料含む）の栽培、製造、研究	
	ワクチンの研究、検診キットの製造	
建設省	道路、バイパス等の建設	インフラ
	180フィートを超える橋の建設	
	橋梁用部品の製造	
	100エーカーを超える都市開発	
	ネビードー、ヤンゴン、マンダレーを除く州・管区の中心都市における4エーカー以上の都市再開発	
	新都市開発	
	床面積50,000平方メートル以上の居住用アパート及び工場団地での住宅の建設及び販売	不動産

(注) 上表に記載されていない銀行、保険ならびにその他の金融サービスについては、関連する省庁が事業許可を与えることになります。

ポイント4. MIC投資許可はどのようなものか？

(1) MIC投資許可が必要となるケース

ミャンマー投資家、外国投資家を問わず、ミャンマー投資法及び同細則では、下記の事業に該当する場合にはMIC投資許可を得る必要があると規定されています。

①ミャンマー国にとって戦略的に重要な事業

- (a) 技術関係(情報技術、通信技術、医療技術、生命工学技術または類似の技術)、交通インフラ、エネルギーインフラ、都市インフラ、新都市開発、天然資源、メディアに関する事業であり、かつ想定される投資額がUSD2,000万超のもの
- (b) コンセッション契約、合意契約等によって政府から委譲された事業であり、かつ想定される投資額がUSD2,000万超のもの
- (c) 国境地域・紛争地域での事業であり、かつ想定される投資額がUSD100万超のもの
- (d) 国境をまたぐ事業であり、かつ想定される投資額がUSD100万超のもの
- (e) 州や管区をまたぐ事業
- (f) 農業関係の事業で、かつ1,000エーカーを超える土地を使用・占有するもの
- (g) 非農業関係の事業で、かつ100エーカーを超える土地を使用・占有するもの

②多額の資本集約的投資プロジェクト

- (a) 想定される投資額がUSD1億超のもの

③自然環境及び地域社会に大きな影響を及ぼす事業

- (a) 環境影響評価(Environmental Impact Assessment / EIA)が必要な、または必要となる可能性のある事業 (注)
- (b) 環境保護法などの法律により環境保護区域、環境保全区域もしくは高度生物多様性地域として指定されている地域、または生態系、文化・自然遺産、

文化的記念物もしくは手つかずの自然を保護するために指定または選定された地域での事業

(c) 下記のような土地の使用・占有が見込まれる場合

- (i) 法令に基づく強制収用(事前合意に基づくものを含む)により、少なくとも**100人以上**の住民移転が必要となる、または**100エーカー以上**が収用対象となる場合
- (ii) 事業用地が**100エーカー以上**であり、法的な土地所有者の土地利用権や天然資源へのアクセス権に制限を及ぼす場合
- (iii) 事業用地が**100エーカー以上**であり、対象事業と相容れない形でその土地を占有・利用する権利を正当に主張する者がいる場合
- (iv) 少なくとも**100人以上**の土地占有者に不利な影響を与える場合

(注) 上記 (a) に記載されている環境影響評価(EIA)については、**2015年12月**に当時の環境保護・林業省が環境影響評価手続きに関する通達**No.616 / 2015**を公表しており、そのなかでどのような事業がEIAを必要とするのか、具体的な条件が明示されています(詳細は、添付資料**3**参照)。MIC認可要否の検討時にあたっては上記通達が参考になるものと思われます。

④国有地及び国有建物を使用する投資

国が所有する土地や建物を使用する場合で、下記のケースを除きます。

(a) 5年未満の土地や建物の使用

- (b) 土地や建物のサブリースを実施する場合で、貸手がすでに関連する法令に基づいて使用権を得ており、かつ国からもサブリースを実施することが認められている場合

また、所定の手続きに従って、グラント等により土地の使用権がすでに与えられている場合も除かれます。

⑤別途連邦政府によって**MIC投資許可**が必要であると指定されている事業
現状では、指定されている事業は明らかにされていません。

(2) 投資許可プロセス

投資家は、**MIC投資認可申請**にあたって、所定のフォームである**MIC投資認可申請書Form 2**(巻末の添付資料1を参照)を添付書類とともに**MIC事務局**へ提出します。**Form 2**には、投資家の情報、投資形態、出資の構成、資金調達の方法、事業内容、土地の情報、雇用の情報のほか、投下資本の資金使途や環境への影響についても記載が求められています。添付書類については、**Form 2**に記載された内容を補足するものとして、投資家(企業の場合)の会社登記証や財務諸表、事業で使用予定の土地に関する資料、環境影響評価の資料などを提出することになります。

MIC事務局が申請書類を受領した後、資料に不備がないかどうかチェックし、不備がないようであれば正式に申請書類が受領され、実質的な投資認可の審査が開始されます。投資認可の審査では、まず**PAT (Project Assessment Team)**が申請内容を吟味します。**PAT**は、**MIC**を支える機関で、各省庁から選出された担当官や専門家などから構成されます。**PAT**は会議体で各案件を吟味しますが、通常、投資家もその会議への出席が要請され、事業内容の説明や**PAT**からの質問に対する回答が求められます。**PAT**の会議後、場合によっては追加の資料提出や書類の訂正が要求され、それらへの対応を経て、**PAT**の審査が完了すると、最終の**MIC**による会議で案件が検討されます。**PAT**同様、通常、投資家は**MIC**による案件会議にも出席が要請され、事業内容の説明や**MIC**からの質問に対する回答が求められます。**MIC**による案件会議を経て、投資が許可されると、**MIC**から投資許可証が発行され、投資家は予定していた事業を開始することができます。また、ミャンマー国とその国民の安全、経済状況、環境、社会的利益に重大な影響を与える可能性のある投資活動に関しては(これ以上の具体的な基準は今のところ公表されていません)、連邦議会に対して**MIC投資許可**についての承認を求めることもあるとされています。

ミャンマー投資法細則では、申請から承認まで下記のような期間の目安を設定していますが、案件次第では(例;複雑な事業、広範囲に影響を与える事業など)、これよりも時間がかかることが予想されます。

【MIC投資許可プロセスの期間】



(3) エンドースメント(土地の長期利用)

外国投資家は、不動産譲渡制限法によりミャンマーでの土地の所有や長期利用(1年を超える賃貸契約)が認められていません。従来、MIC投資許可申請を通じてのみ、1年を超える土地の長期利用が外国投資家に許可されていましたが、新投資法施行後は、MIC投資許可を必要としない事業でも、「エンドースメント(是認)」手続きを経ることによって、土地の長期利用のみ単独でMICに申請することが可能になりました。今後、土地の長期利用申請については、MIC投資許可申請が必要となる事業の場合には、投資許可申請と平行してその申請を行い、MIC投資許可申請が必要でない事業の場合には、エンドースメント手続き申請(事業の概要を記した申請書を提出することになります)と土地の長期利用申請を実施することになります。

ミャンマー投資法細則では、エンドースメント手続き申請と土地の長期利用申請のそれぞれに要する期間の目安として、MIC事務局が申請書類を投資家から受領してから**15日以内**に正式な書類の受理を行い、正式な書類の受理日から**30日以内**に審査が完了すると記載されています。

ポイント5. 投資法のもとでの税務上の優遇措置とは どのようなものか？

(1) 新投資法のもとでの税務上の優遇措置の内容

新投資法では、内国投資家、外国投資家を問わず、下記の優遇措置が設けられており、投資家からの申請に応じて、優遇措置を付与すべきかどうかMICが個々の案件ごとに決定します(下表の全てが必ずしも付与されるわけではなく、案件ごとにMICがどの項目を付与するか決定します)。

【新投資法のもとでの税務上の優遇措置】

税金の種類	優遇内容
法人税	(a) 収益活動を開始した時点(注1)から、以下のゾーン別に(注2)(注3)、法人税を下記の一定期間免税する措置。 ・ゾーン1(最も開発が進んでいない区域):7年 ・ゾーン2(適度に開発が進んだ区域):5年 ・ゾーン3(十分に開発が進んだ区域):3年 (b) 事業により獲得した利益の一部を再投資のために留保し、1年以内に投資する場合、当該再投資により獲得された所得に関して免税、あるいは減税する措置 (c) 機械設備、建物などの事業用固定資産について、税法で規定された耐用年数よりも短い耐用年数での減価償却費の損金処理(加速度償却)を認める措置(注4) (d) ミャンマー国内での研究開発費について、課税所得の10%を限度として損金処理を認める措置
輸入関税等	(e) 事業準備期間中あるいは建設期間中に輸入される機械設備、機器、機械部品、スペアパーツ、建設資材等(ただし、ミャンマー国内で調達困難なものに限る)に関して、輸入関税ならびに国内で課されるその他の税金を免税あるいは減税する措置(注5) (f) 輸出用の完成品製造のために輸入される原材料及び半製品に関して、輸入関税ならびに国内で課されるその他の税金を免税あるいは減税する措置(注6)、または輸入時に支払われた同税金の還付請求権を付与する措置(注7)

	(g) 事業拡張のために追加投資を行う場合に、輸入される機械設備、機器、機械部品、スペアパーツ、建設資材等(ただし、ミャンマー国内で調達困難なものに限る)に関して、輸入関税ならびに国内で課されるその他の税金を免税あるいは減税する措置(注5)(注8)
--	--

(注1) 収益活動の開始時点について、投資法細則では業種別に下記のように定められています。

業種	収益活動開始時点
輸出型製造業	製品輸出用の書類(船荷証券や航空貨物証など)上で引渡しを確認できる日付と、建設(事業準備)期間終了後 180日 のいずれか早いほうの日付
国内向け製造業	最初の売上が認識された日付と、建設(事業準備)期間終了後 90日 のいずれか早いほうの日付
サービス業	サービス提供開始日と、建設(事業準備)期間終了後 90日 のいずれか早いほうの日付

通常、建設期間や事業準備期間が終了した後に収益活動が開始されることが想定されています。ただし、建設期間中や事業準備期間中に収益が認識されることになった場合、その時点が法人税免税開始の基点となるものの、建設期間中や事業準備期間中に別途認められる関税等の免税・減税規定はそれによる影響を受けない(引き続き建設期間中や事業準備期間中であれば該当する税務上の優遇措置を受けられる)旨、投資法細則で定められています。

(注2) ゾーンの指定については、2017年2月に公表されたMIC通達No.10/2017に詳細が記載されており、その概略は下表の通りです。

ゾーン	州	管区
1	● Kayah州、Kayin州、Chin州、Rakhine州の全域 ● Kachin州、Mon州、Shan州の周辺部	● Saging 管区、Tanintharyi 管区、Bago管区、Magwe 管区、Ayeyarwady管区、Mandalay管区の周辺部

2	● Kachin州、Mon州、Shan州の中心部	● Saging 管区、Tanintharyi 管区、Bago 管区、Magwe 管区、Mandalay 管区、Ayeyarwady管区の中心部 ● Mandalay 管区の周辺部（ゾーン1以外） ● Yangon管区の周辺部
3		● Mandalay管区、Yangon管区の中心部

(注3) 複数のゾーンにまたがって投資が行われる場合、投資金額全体の**65%**以上の投資がなされるゾーンが、法人税免税上の指定ゾーンとなる旨、投資法細則にて規定されています。また、投資金額の**65%**以上が複数のゾーンにまたがって投資される場合には、下表のようなゾーン指定となります。

ゾーン1およびゾーン2にまたがって投資が実行される場合： ゾーン2

ゾーン2およびゾーン3にまたがって投資が実行される場合： ゾーン3

ゾーン1およびゾーン3にまたがって投資が実行される場合： ゾーン3

(注4) 投資法細則では、税法上の償却率の**1.5倍**の償却率が優遇措置として認められる旨、規定されています。

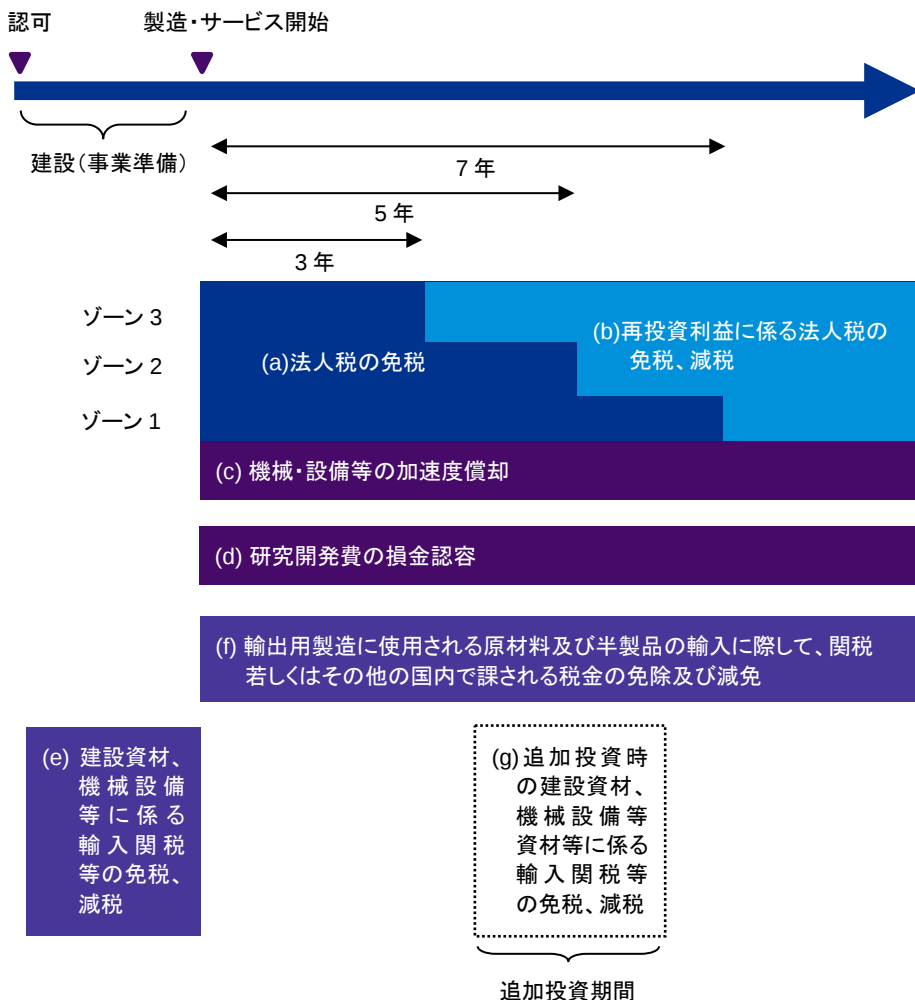
(注5) 当項目の申請にあたっては、申請時に輸入物品リストを**MIC**に提出する必要があり、リストの細分化の目安は**4桁のHSコード**であると投資法細則には規定されています。またリストには金額の記載も求められます。

(注6) 当項目の申請にあたっては、少なくとも外貨建ての輸出売上が全体の売上の**80%**を占める必要がある旨、投資法細則にて規定されています。仮に実際の輸出割合が**80%**を下回る場合には、実際の輸出割合に応じて当項目の免税、減税割合が定められることになり、過去にさかのぼって過度に免税、減税措置を受けた分については納税が必要とされています。

(注7) 当項目については、外貨建ての輸出売上割合に応じて還付請求が可能となる金額が決定される旨、投資法細則にて規定されています。また、還付のほか、次年度以降に発生する関税等と相殺も可能とされています。

(注8) 当項目の申請にあたっては、当初の投資計画の進捗率として少なくとも80%が完了している必要がある旨、投資法細則では規定されています。また、当項目の免税・減税期間は最長2年とされています。

【税務上の優遇措置イメージ】

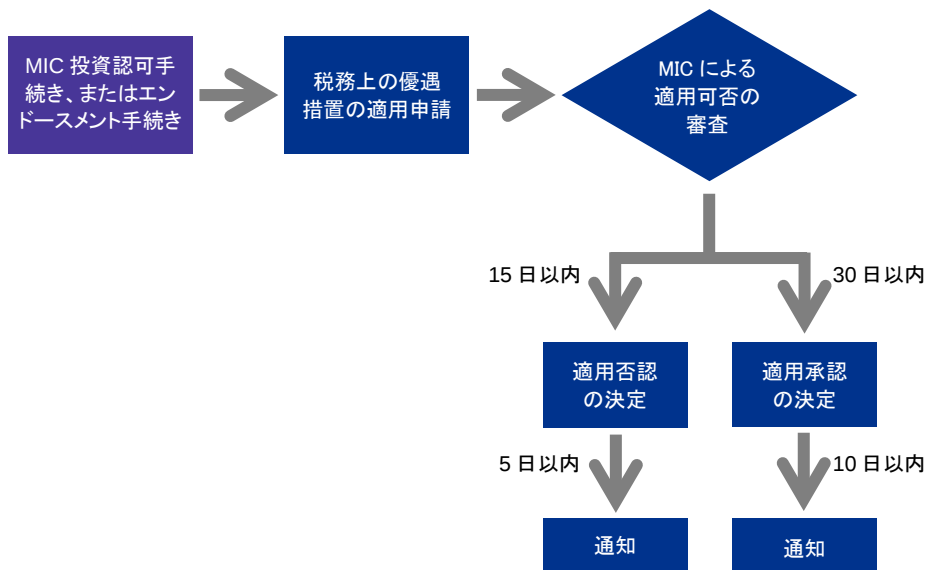


(2) 優遇措置に関する申請手続き

従来、MIC投資許可申請を通じてのみ、税務上の優遇措置が投資家に付与されていましたが、新投資法施行後は、MIC投資許可を必要としない事業でも、「エンドースメント(是認)」手続きを経ることによって、税務上の優遇措置のみ単独でMICに申請することが可能になりました。今後、税務上の優遇措置については、MIC投資許可申請が必要となる事業の場合には、投資許可申請と平行してその申請を行い、MIC投資許可申請が必要でない事業の場合には、エンドースメント手続き申請(事業の概要を記した申請書を提出することになります)と税務上の優遇措置申請を実施することになります。

ミャンマー投資法細則では、エンドースメント手続き申請と税務上の優遇措置申請に要する期間の目安として、MIC事務局が申請書類を投資家から受領してから15日以内に正式な書類の受理を行い、正式な受理日から30日以内に審査を終了すると記載されています。

【税務上の優遇措置の申請手続き】



MICの適用可否の審査においては、以下の事項が考慮されます。なお(i)から(vi)までは必須条件であり、(vii)から(x)までは任意条件となります。

- (i) 投資プロジェクトが適法に、かつ確実に実行されること
- (ii) 税務上の優遇措置の申請（書類）が規則に従っていること
- (iii) 投資プロジェクトが投資促進事業(注1)に該当すること
- (iv) 投資額が、USD300,000を超えていること
- (v) MICの認可またはエンドースメントを得ていること
- (vi) 投資実行が、ゾーン1、2、3のいずれかの地域内であること
- (vii) 国内の雇用の創出または技術者の育成に寄与すること
- (viii) 新たな技術や技能が国内に移転されること
- (ix) 国内製品の市場競争力や生産効率の増強、国内のインフラやサービスの向上に資すること
- (x) 輸出額の増加が見込まれること

(注1)「MIC通達 No.13/2017 投資促進事業の一覧」(添付資料4を参照)に具体的な促進事業の内容が記載されています。

ポイント6. ミャンマー進出にあたり選択できる 法人の形態は何か？

ミャンマー国内で事業を行う外資企業は、以下のような形態で事業を行うことができます。

事業形態	内容
100%外国資本公司 ならびに外国会社の支店	・ 株式会社を100%外資で設立する方法。 ・ 外国で設立された法人の支店を設立する方法。
合弁会社	・ ミャンマーのパートナーと合弁契約を締結し、共同して株式会社を設立する方法。 ・ ミャンマー国民である個人、ミャンマーの民間企業、国営会社がパートナーとなる。 ・ 合弁会社を設立する場合の外国資本の比率は原則として当事者間で定めることができるが、ミャンマー投資法及び関連規則上制限が設けられている事業については、所轄官庁の指示を受けることもある。
生産物分与契約	・ ミャンマーの国営会社と生産物分与契約を締結して、ミャンマー国内の資源開発事業に参入が可能。 ・ 当該契約により、外国会社に割り与えられた生産物の比率に応じて、当該資源の探索、抽出、採掘、広範な範囲の鉱物・石油製品の生産と販売を行う。

ミャンマーでは、諸外国で一般的に認められる駐在員事務所という法的形態で拠点を設置することができません。事業投資のための事前調査、準備その他情報収集を行う目的で駐在員を派遣したい場合、上記の外国会社の支店として登録する方法を選択することが一般的となっています。

1914年に制定されたミャンマー会社法には、株式有限責任会社、保証有限責任会社、無限責任会社の3つの法人形態が規定されていますが、実務的には株式会社形態のみが採用されています。

合弁事業のパートナーが国営会社である場合を除き、会社の設立登記手続きは、ミャンマー会社法の規定に従い行われます。国営会社との合弁事業の場合の設立登記手続きは、特別会社法の規定に従い行われます。

ポイント7. 経済特区における投資規制はどのようなものか？

ミャンマーでは、2014年1月にミャンマー経済特別区法が、2015年8月に経済特区法細則が公表され、施行されています。同経済特区法に基づく最初の経済特区として、日本・ミャンマー両政府の支援により開発されたティラワ経済特区があり、すでに日本企業を含む多数の企業が同経済特区へ進出しています。また、チャオピューやダウエイにおいても、経済特区の開発が計画されています。経済特区で投資を行う場合には、経済特区法や同細則、ならびに関連通達に従う必要があり、主な規制、制度は下記の通りです。

(1) 経済特区の運営組織

大統領及び各省庁の大臣クラスにより構成される中央会議体(Central Body)、ならびに副大統領及び各省庁の副大臣クラスにより構成される中央運営組織(Central Working Body)が経済特区地域の指定、開発計画の審査、承認を実施します。一方、各経済特区ごとの開発計画の策定、その他詳細な規則や運用、投資案件の許可は、経済特区ごとに設置される管理委員会(Management Committee)が担当します。さらに、管理委員会は、投資家にとって各種手続き(投資許可、会社登記、建築許可、VISA、税務、通関などに関連する諸手続き)の事務窓口となるワンストップサービスセンター(One Stop Service Center /OSSC)を設けることになっています。

(2) 事業内容

①禁止事業

経済特区法細則では下記の禁止事業が定められています。

No	事業の内容
1	武器、弾薬等の製造、ならびに軍事関連のサービス業
2	自然環境破壊につながる製造、梱包ならびにサービス

No	事業の内容
3	海外向けの廃棄物処理サービス
4	向精神薬、麻薬の製造、梱包
5	健康や自然環境に有害なものとして、国際的な規制やWHOによって禁止されている有毒性化学品、危険度の高い放射性物質、農薬、殺虫剤の輸入、製造ならびに梱包
6	輸入された産業廃棄物を利用するビジネス
7	オゾン層を破壊するおそれがある物質の製造、梱包
8	アスベストを使用した製品の製造、加工、販売
9	健康や自然環境に有害な影響を与える汚染物質の製造、加工

また、下記の事業も投資認可は認められないと規定されています。

－廃棄物処理やリサイクルに関する国際的な標準を満たさないプラスチックや廃棄物のリサイクルビジネス

－使用済みの衣類、生地、再生毛糸、糸、毛布、ショールのリサイクルビジネス

－輸入された中古物品の修理、再利用を目的としたリサイクルビジネス

－既存の法令、規制に違反する化学品、生物、産業用機械ならびに技術の輸出入

②実施可能な事業

上記の禁止事業のほか、経済特区法や同細則では特に事業を制限する定めはありません。同細則では、実施可能な事業として下記のような事業が例示されていますが、最終的には経済特区の管理委員会が、投資許可申請の内容に応じて投資許可を与えるかどうか判断します。

No	事業の内容
1	貿易業
2	不動産、ホテル、販売所を含むインフラ開発事業
3	技術関連、設計事業
4	倉庫業、輸送業

No	事業の内容
5	研究開発事業
6	ソフトウェアのプログラミング
7	情報関連サービス事業(ビジネスセンター、データ加工処理、人材関連サービス、保険請求代行、法令データベースの管理、医療関係の記録代行、会計帳簿の記帳代行、各種サポートセンター、ウェブサイト関連、コンピューターグラフィックデザインなど)
8	卸売、小売を含む流通サービス
9	金融サービス
10	専門家によるサービス(法律、会計を除く)
11	リース業(長期、短期は問わない)
12	コンサルティング業を含むその他サービス
13	建設業および関連サービス
14	教育関連サービス
15	環境保護関連サービス
16	病院、その他の医療サービス
17	観光関連事業
18	娯楽関連事業
19	文化、スポーツに関連するサービス
20	交通関連事業

③最低資本金

経済特区法細則では、業種ごとの最低資本金が下表の通り定められています。

フリーゾーン	
業種	最低資本金
輸出型製造業(製品の少なくとも 75% を海外へ輸出する必要がある)	USD 750,000
輸出製造業のサポート事業(販売の少なくとも 80% がフリーゾーン内の輸出型製造業向けとなる必要がある)	USD 300,000
貿易・輸出関連サービス業	USD 500,000
国際貿易見本市センター	USD 10,000,000

プロモーションゾーン	
業種	最低資本金
製造業	USD 300,000
サービス業	USD 300,000
不動産開発業	USD 5,000,000
教育訓練事業	USD 2,000,000

(3) 投資許可申請プロセス

投資家は、経済特区における投資認可申請にあたって、所定のフォームである投資認可申請書**Form 1**を添付書類とともに**OSSC**へ提出します。**Form 1**には、投資家の情報(資本金の額、事業内容、従業員数、会社沿革、事業特徴など)及び新設会社の情報(事業内容、初期投資の内容、損益計画、投資予定の設備機械の内容、原材料の調達計画、製造プロセスの概要、従業員数、水や電気の予想使用量、環境保護方針、福利厚生計画、従業員教育計画など)についての記載が求められています。添付書類としては、申請会社の会社登記証、監査済財務諸表などを提出することになります。

管理委員会は、**OSSC**が正式に受領した投資許可申請書を、各経済特区の投資認可方針(例:輸出貢献度、雇用に関する貢献度)に沿って吟味し、投資認可の判断を行います。投資認可の判断は、申請書類を正式に受理してから**30日**以内に行われることになっています。

なお、投資家は、上記の投資認可申請のほか、会社設立・建築許可・環境保護に関する手続きも必要になります。

ポイント8. 経済特区のもとでの税務上の 優遇措置とはどのようなものか？

経済特区法のもとで投資許可を得る企業は、経済特区法に基づいて下表の優遇措置が付与されます。

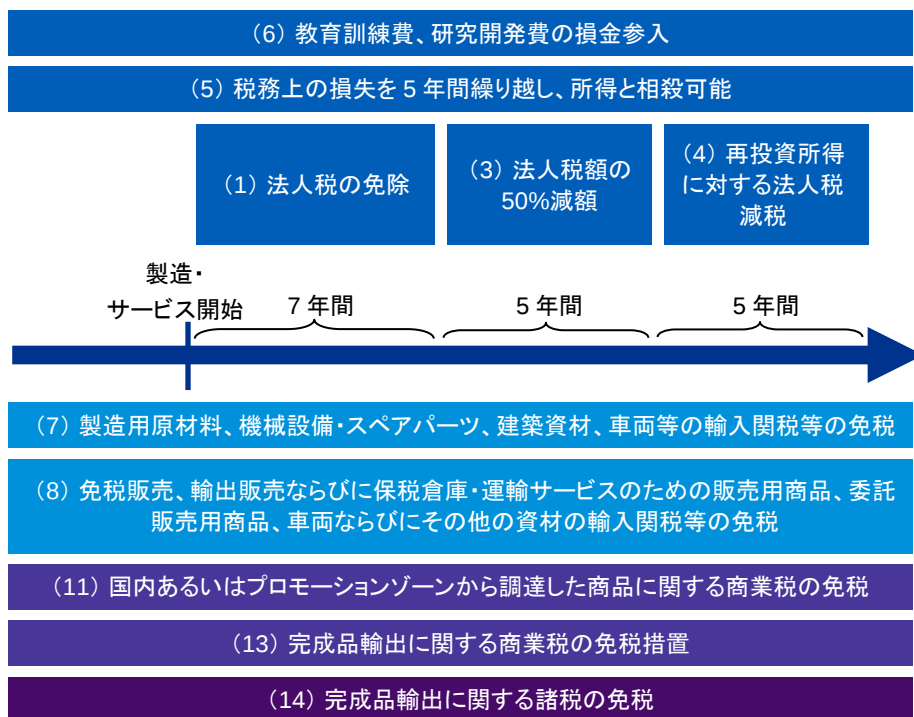
【SEZ認可企業への税務上の優遇措置】

税金の 種類	優遇内容	
	フリーゾーン	プロモーションゾーン
法人税	(1) 製造またはサービスの提供を開始した時点から7年間、法人税を免税する措置	(2) 製造またはサービスの提供を開始した時点から5年間、法人税を免税する措置
	(3) (1)あるいは(2)の免税期間終了後、翌5年間、法人税を50%減税する措置	
	(4) (3)の減税期間終了後、翌5年間、事業により獲得した利益の一部を再投資のために留保し1年以内に投資をする場合、当該再投資により獲得された所得に関する法人税率を、法定税率の50%まで減税する措置	
	(5) 税務上の損失を5年間繰り越して所得と相殺できる措置	
	(6) 教育訓練費(フリーゾーン)ならびに研究開発費について損金処理を認める措置 (注)	
輸入関税等	(7) 下記を輸入する際の輸入関税ならびにその他の税金を免税する措置 ・ 製造用原材料 ・ 製造用機械設備及びスペアパーツ ・ 工場、倉庫及び事務所建設のための建設資材、車両	(9) 事業開始(設立)から5年間、下記を輸入する際の輸入関税ならびにその他の税金を免税する措置、かつ翌5年間、同税金を50%減税する措置 ・ 事業に必要な設備、機器ならびにスペアパーツ(販売用を除く) ・ 工場、倉庫及び事務所建設のための建設資材

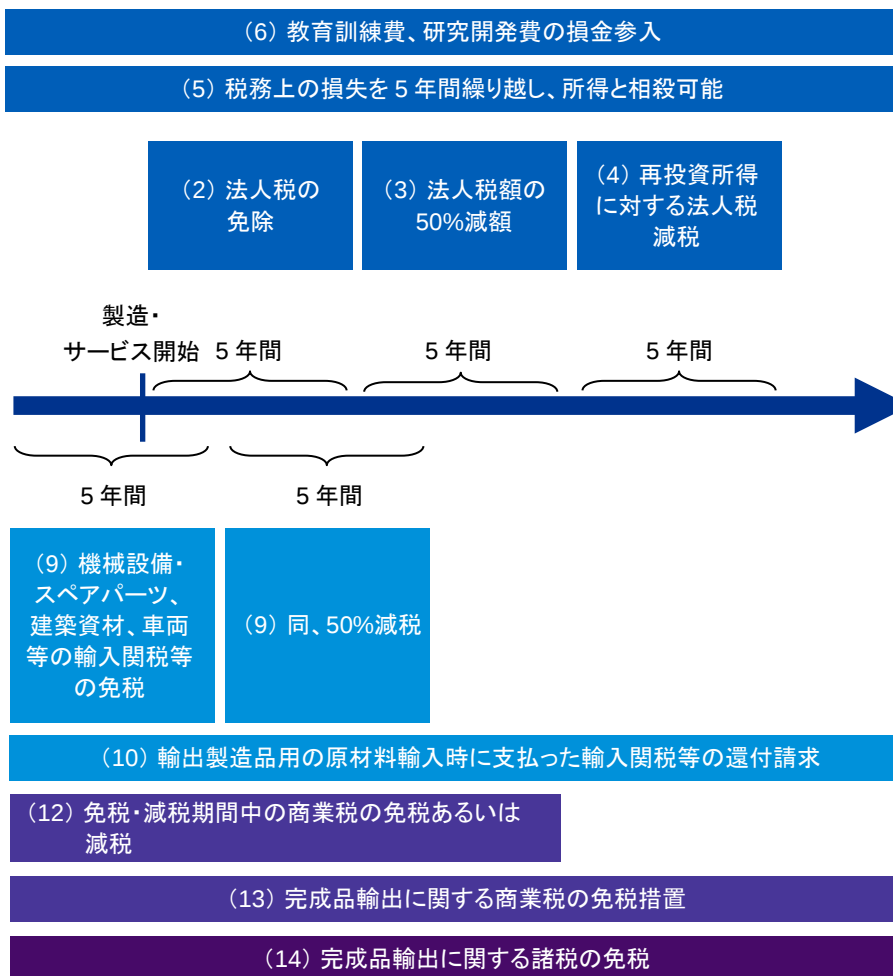
税金の種類	優遇内容	
	フリーゾーン	プロモーションゾーン
	(8) 免税販売、輸出版売ならびに保税倉庫・運輸サービスのために、下記を輸入する際の輸入関税ならびその他の税金を免税する措置 ・ 販売用商品 ・ 委託販売用商品 ・ 車両、その他資材	・ 事業に必要な車両、その他の資材 (10) 下記を輸入する際に支払った輸入関税ならびにその他の税金について還付請求を可能にする措置 ・ 海外及びフリーゾーンへの輸出入完成品 ・ 半製品の製造のために使用する原材料
商業税	(11) 国内あるいはプロモーションゾーンから調達した商品に関する商業税の免税措置	(12) 上記法人税の免税・減税期間中、購入取引に係わる商業税を免税あるいは減税する措置
	(13) 完成品輸出に関する商業税の免税措置	
その他	(14) 完成品輸出時の諸税を免税する措置（注）	

(注) 具体的な適用について未だ不明の点も多く、事前に確認する必要がある。

【SEZ認可企業への優遇措置イメージ(フリーゾーン)】



【SEZ認可企業への優遇措置イメージ(プロモーションゾーン)】



Ⅱ．税制

ポイント9. 法人税の概要はどうなっているのか？

(1) 課税年度

4月1日から3月31日が課税所得の計算期間であり、全ての法人は3月末で終了する会計年度で申告を行う必要があります。

(2) 納税主体

納税主体は、居住法人、非居住法人に区分されます。

居住法人： ミャンマー国内で設立登記された法人

非居住法人： ミャンマー国外で設立登記された法人

ここでの居住／非居住の区分はミャンマー国内で設立登記されたか、ミャンマー国外で設立登記されたかという区分です。外国法人のミャンマー支店は、本店がミャンマー国外で設立登記された法人であるため非居住法人に該当する点に留意が必要です。

(3) 課税範囲

上記の納税者区分のうち、居住法人は全世界所得に対して課税が行われ、非居住法人は国内源泉所得に対して課税が行われます。

(4) 課税所得の算出方法

課税所得は、総所得から税務上の損金を控除した額となります。法人の総所得には、総売上、事業収入、利子、賃貸料、ロイヤルティ、サービス・フィー、コミッションなどが含まれます。税務上の損金は、原則として、課税年度における事業遂行上

必要な全ての費用です。事業所得を稼得するために直接に関連して支出された費用、ならびに初年度償却を含む減価償却費を損金として所得から控除することができます。貸倒損失は、債権回収が不可能であることが証明された時点(実務的には、裁判所での判決を待つ必要があります)で損金に算入され、貸倒引当金への繰り入れは税務上で加算する必要があります。

資本的支出ならびに事業に関連しない個人的支出、事業の拡大に比例しない費用などは損金として控除することができないと規定されています。

固定資産の減価償却は、歳入局が認めた償却率で計上することができ、それを超える減価償却費は、損金として認められません。歳入局が認めた償却率(償却年数)は、例えば建物については**1.25%(80年)**から**10%(10年)**、機械装置については**2.5%(40年)**から**10%(10年)**、船舶については**5%(20年)**から**10%(10年)**、車両については**12.5%(8年)**から**20%(5年)**、その他の資産については**5%(20年)**から**20%(5年)**のように定められています。会計上で採用する償却率が、上記の税務上の償却率と異なる場合には、自己申告制度のもとでは税務申告書上で差額を調整することになります(詳細は、後述「ポイント13. 税務申告の手続きはどのように行うのか?」参照)。

また、税務当局より認められた慈善団体や財団への寄付金も税務上の損金となります。ただし、総所得の**25%**を限度としています。

(5) 税率

居住法人、非居住法人(外国法人のミャンマー支店)のいずれに対しても**25%**の法人所得税率が適用されます。

固定資産・株式の売却などによって生じるキャピタルゲイン所得は、通常の課税所得からは除外し、別途キャピタルゲイン所得のみに限定した課税計算がなされます。キャピタルゲインについては、資産の売却日より**1ヶ月**以内に計算された納税額を申告・納付することになりますが、この場合の申告・納税者はキャピタルゲインを得た者となります。

キャピタルゲインに関する納税額は、売却価額から税務上の減価償却累計額を差し引いた簿価を控除した額に所定の税率(一般事業法人は**10%**)を乗じて計算されます。

【法人所得税率】

法人の種類	事業所得	キャピタルゲイン	
		一般事業法人	石油・ガス事業法人
居住法人	25%	10%(注)	40%～50%の累進課税(注)
非居住法人			

(注) 課税年度における取引額が10,000,000チャットを超える場合にのみ課税が行われます。

(6) 配当金

配当所得は非課税であり、配当支払い時の源泉税の徴収もありません。

(7) 欠損金の繰越し

キャピタルロスを除く税務上の損失額は、同事業年度の課税所得と相殺ができるほか、相殺され得ない損失額は翌年以降の3事業年度に繰越し、将来の課税所得と相殺することができます。ただし、収益活動を伴わない企業(例;駐在員事務所のような外国法人の支店)については、実務上、欠損金の繰越しが認められていません。なお、欠損金繰戻しの制度はありません。

ところで、当該欠損金の繰越しの取り扱いについては、投資法による免税期間、SEZ法による免税期間等は斟酌されません。免税期間中に発生した欠損金についても、翌年度以降3年間のみ繰越しが可能です。免税期間終了後への繰り延べなどの制度はありません。

(8) 申告・納税手続き

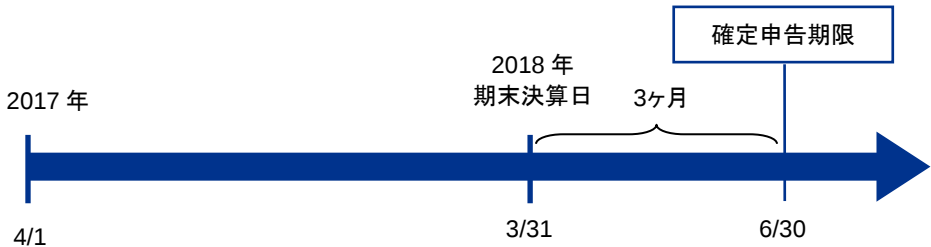
ミャンマーではこれまで賦課課税方式が採用されており、確定申告書を税務署に提出した後、税額確定までに税務署との摺りあわせや税務担当官による査定が必要でした。現在、近代的な徴税制度を整備すべく、税務署や納税制度の改革が行われており、諸外国と同様の自己申告納税制度が大企業向けの税務署から順次

採用されています(詳細は、後述「ポイント13. 税務申告の手続きはどのように行うのか？」参照)。

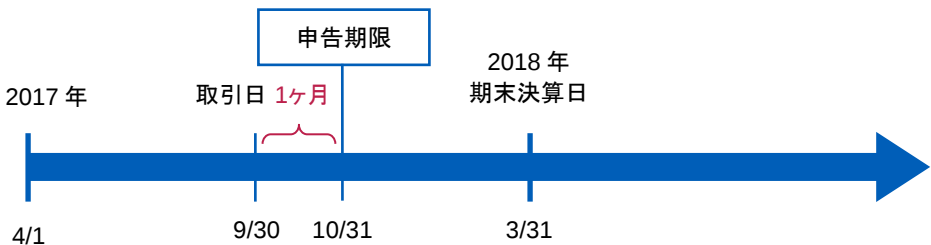
納税については、期中段階では四半期ごとに年度の課税所得見込み額に基づき計算した税額を分割納付し、年度末の確定申告の際に期中納付額と通年の最終税額との差額を納付することになります。なお、期中納付額が通年の最終税額を下回り、差額部分を納付する際には、差額税額に対して**10%**のペナルティが課されることもあります。

年度末の確定申告は、翌事業年度の**6月30日**までに所轄の税務署に行います。法人が解散あるいは清算手続きに入った場合、清算の日から**1ヶ月**以内に清算申告を行う必要があります。キャピタルゲインに関する税務申告については、所得の発生の都度、資産売却日より**1ヶ月**以内に申告を行います。

【事業所得の場合】



【キャピタルゲインの場合】



ポイント10. 法人税の前払いとして源泉税が 徴収される取引は何か？

(1) 源泉徴収税の概要

ミャンマー国内での物品の販売やサービスの提供などに際して、代金の支払者は受領者の法人税を前もって徴収し、納付する必要があります。ミャンマーの源泉徴収税は、ミャンマー居住者が対価を受け取る場合と、ミャンマー非居住者（外国法人のミャンマー支店も含まれる）が対価を受け取る場合とで税率が異なります。

(2) 源泉徴収税の対象取引と税率

2017年4月1日より新たな税率が適用され、直近の対象取引や税率は下表の通りです。

なお、ミャンマーは、英国、シンガポール、マレーシア、ベトナム、タイ、インド、バングラデシュ、インドネシア、韓国、ラオスと租税条約を締結しており、そのうち、英国、シンガポール、マレーシア、ベトナム、タイ、インド、ラオス、韓国との租税条約が発効されています。下表では、例として、タイ及びシンガポールとの租税条約に基づき適用される源泉税率を記載しています。

種類	ミャンマー居住者が受け取る場合	ミャンマー非居住者(注1)が受け取る場合		
		租税条約 非締結国	タイ	シンガポール
支払利息	—	15% (注2)	10%	8/10%
配当金の支払い	—	—	—	—
ロイヤルティの支払い	10%	15%	15%	10/15%
物品購入代金の支払い	2%	— (注3)	—	—
サービス代金の支払い	2%	2.5%	—	—

- (注1) 外国法人がミャンマーに設立した支店は、非居住者扱いになります。
- (注2) 外国法人がミャンマーに設立した支店に対する利息の支払には、源泉税が課せられません。
- (注3) ミャンマーへの物品輸入(通関)時には、輸出者に対する支払いに源泉税は課せられませんが、輸入者は自身の前払法人税(輸入価額に対して2%)を支払う必要があります。

(3) 非居住法人

ミャンマー国内でサービスを提供する非居住法人(外国法人の支店)で、ミャンマー国内に恒久的施設(Permanent Establishment “PE”)を有する場合には、そのサービスに対する対価の受領は2.5%の源泉課税の対象となり、当該源泉税は前払いとして扱われ、確定申告に際して納付すべき法人税額から控除されます。

国内にPEを有しない非居住法人がミャンマー国内でサービスを提供する場合にも、同様に2.5%の源泉税が徴収されますが、当該税額は最終税額となります。ミャンマーと租税条約を締結している国に所在する非居住法人については、国内にPEを有しない場合、源泉税は免除されるのが基本ですが、事前に当局への確認が必要です。

(3) 金額基準

下表の通り、特定の取引については、相手先への年間支払合計金額が一定の金額基準を超える場合にのみ、源泉税が課せられます。

支払先	支払通貨	支払者に適用される 申告納税税度	金額基準
居住者	チャット	自己申告方式	1,500,000チャット
		賦課課税方式	500,000チャット
	外貨		金額基準なし
非居住者			金額基準なし

(4) MIC認可法人／SEZ認可法人の取扱い

MIC認可法人やSEZ認可法人には、収益活動開始後数年間、法人税の免税恩典が付与されていますので、その期間においては法人税の前払いである源泉税の取扱いも異なります。この場合、代金の支払元に支払いに係る源泉税の控除が不要である旨の通知を行い、代金の全額を自社に対して支払うように要求する必要があります。

ポイント11. 個人所得税の概要はどうなっているのか？

(1) 居住者・非居住者と課税所得の範囲

① 課税対象者

ミャンマー国内で就労する個人は、居住者と非居住者の別に拘わらず、ミャンマーでの所得税の納税の義務を負います。国内に継続して90日以上滞在する外国人は、外国人登録証(FRC)を申請することが義務づけられており、FRCの保有者はミャンマーを出国する際には税務クリアランスを行うことが求められます。ただし、このことは国内に90日未満滞在する場合には、個人所得税の課税が発生しないことを意味するものではなく、滞在期間が90日未満であっても、その間に国内での雇用による所得あるいはその他の国内源泉所得がある場合には課税対象となる点に留意が必要です。

② 居住者と非居住者の定義

個人の場合、毎年、課税年度内(4月1日から3月31日)においてミャンマー国内に183日超滞在する者が居住者と定義され、183日以内の者が非居住者と定義されます。

③ 課税対象所得

居住者は全世界所得に対して課税されます。一方、非居住者はミャンマー国内源泉の所得に課税されます。国内源泉所得とは、ミャンマー国内の職位・職責による所得、ミャンマー国内事業所または事業からの所得、ミャンマー国内に所在する資産からの所得を指し、所得の受領地や居住者・非居住者の違いは問われません。

	非居住者	居住者
滞在期間(通算)	183日以内	183日超
課税対象範囲	国内源泉所得	全世界所得

(2) 課税所得

課税所得には、給与、賞与、手当その他の福利厚生が含まれます。福利厚生には、個人に専用の住居として与えられる住居費用の補助も含まれます(ただし、会社が直接賃貸借契約を締結し、賃借料の支払自体も会社が直接行っている場合は、課税所得に含める必要はありません)。会社が通勤のために支給する乗用車及び燃料費手当などは、金額が合理的な範囲であれば、課税所得に含める必要はないとされています。また、法人がその従業員に課税された所得税を負担する場合、当該所得税額は従業員の課税所得に含まれます。

キャピタルゲインに対する課税は、法人の場合と同様に、居住者・非居住者ともに10%の税率で分離課税され、配当所得は非課税となっています。

(3) ミャンマー国民の課税所得

ミャンマー国民が外貨により所得を得る場合には、当該所得は、中央銀行により示される為替レートにより換算します。一方、2012年1月1日より、国外に居住するミャンマー国民が国外で稼得する給与所得は課税対象外とされました。ただし、給与所得以外の所得を外貨で受領する場合には、10%の所得税を外貨で支払うことが求められます。

(4) 所得控除

居住者の課税所得の計算においては、以下の所得控除が認められます。

所得控除対象	内容
基礎控除	課税所得総額の20%(上限10百万チャット)
配偶者控除	所得のない配偶者につき1,000,000チャットの控除。
保険料控除	納税者、配偶者のための保険料支払い額の控除。
扶養控除(親)	同居中かつ扶養者となっている親1人当たり1,000,000チャットの控除。
扶養控除(子女)	未婚で扶養者となっている子女1人当たり500,000チャットの控除。18歳を超える子女の場合には、全日制の学校などの就学者であることが条件となる。

なお、課税年度の給与所得が**4,800,000チャット**までの場合には所得税の納税が免除されます。上記の所得控除は、当該金額を超える給与所得あるいはその他の所得に対して適用されます。

(5) 税率

個人所得税の税率(キャピタルゲイン税率を含む)は下表の通りです。

納税者区分		給与所得その他の所得		キャピタルゲイン
		給与所得	その他の外資収入	
ミャンマー国民	居住者	0%～25%の累進税率		10%
	非居住者	非課税	10%	
外国人	居住者	0%～25%の累進税率		10%
	非居住者			

適用される累進税率は下表の通りです。

課税所得	税率
1から2,000,000チャット	0%
2,000,001チャットから5,000,000チャット	5%
5,000,001チャットから10,000,000チャット	10%
10,000,001チャットから20,000,000チャット	15%
20,000,001チャットから30,000,000チャット	20%
30,000,001チャット以上	25%

(6) 外貨所得の換算

外貨により稼得された所得を現地通貨に換算する為替レートは、中央銀行により発表されるレートを利用した期中平均レートを使用します。

(7) 会社負担の所得税のグロスアップ

法人がその従業員に課税された所得税を負担する場合、当該所得税額は従業員の課税所得に含まれるべくグロスアップして計算します。

(8) 申告・納税手続き

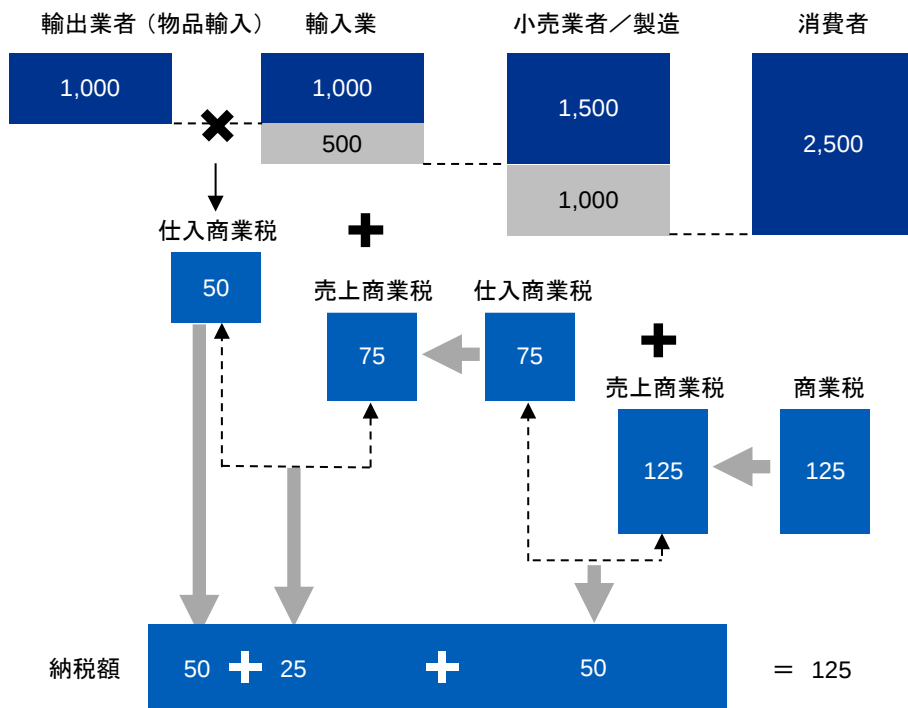
個人給与に係る源泉徴収税は、源泉徴収後7日以内に納税することとされています。給与は通常毎月支払われるため、事業者は、給与支給時に源泉した所得税を毎月納税することになります。納税額は、年間の所得予測額を基礎として計算した税額を納付します。年度末の確定申告を行う際、期中納付額は最終の納税額から控除されます。法人の場合と同様に、個人所得税の年度末の申告書は、課税年度の翌年の6月末日までに所轄税務署に提出しなければなりません。

ポイント12. ミャンマーの商業税は日本の消費税に類似する税金なのか？

(1) 納税義務者と課税範囲

① 商業税の仕組み

ミャンマーの商業税は、諸外国で採用されている付加価値税(VAT)に類似する税金です。ミャンマーで供給される幅広い物品、サービスならびに輸入品を課税対象としています。商業税は、生産の各段階で課税する一方、各々の供給業者が支払った税金について控除を認めることにより、結果的に最終消費者が税負担を行うように設計されています。



商業税は、基本的に物品の販売・サービス提供時点で課税されますが、物品の輸入に関しては輸入通関時に輸入関税と同時に徴収されることになります。

商業税は諸外国の付加価値税と同様、売上税額から仕入税額を控除する仕組みとなっていますが、他国の税制と異なり、売上税額から控除できる仕入税額の範囲が限られています。また、他国の制度と同様に還付の規定も設けられていますが、その詳細な手続きは不明確となっています。

② 課税対象取引と税率

ミャンマー国内で行われた物品の輸入、国内販売ならびにサービスの提供が課税対象になっており、一部非課税品目が定められています。

課税品目、非課税品目ならびに税率についてまとめると下表の通りとなります。基本となる税率は**5%**です。なお、下表では**2017年4月1日**以降適用となる項目及び税率を記載しています。

また、課税年度内で一定金額の売上高までを非課税とする枠が設けられています。が、当該非課税売上高の上限は**2017年4月1日**以降は**50百万チャット**となります。

	物品の輸入・ 国内販売	サービスの提供	物品の輸出
原則的取り扱い	5%税率課税	5%税率課税	非課税
非課税品目	87品目 (表1)	29品目 (表2)	—
特別税率	2項目 (表3)	1項目 (表3)	—

【表1 非課税品目(物品販売)】

Sr. No.	品目
1	粳、米、糠、粳殻
2	小麦、小麦粉
3	とうもろこし、その他の穀物、及びそれらの粉
4	豆類、豆粉

Sr. No.	品目
5	ピーナッツ
6	ゴマの実、ゴマ
7	からしの種、ひまわりの種、タマリンドの種、綿花の種
8	パーム油
9	種々の綿
10	麻、麻糸
11	ニンニク、オニオン
12	じゃがいも
13	キャッサバの苗、粉
14	その他の香辛料(葉、実、種、樹皮)及びそれらの加工品
15	果物
16	野菜
17	砂糖、サトウキビ
18	桑の葉
19	薬草・植物
20	わら・葦・シュロなどの屋根ふきの材料、カルダモンの実、ヤム芋、タナカなど ミャンマー特有の農産品
21	木材、竹材
22	動物、魚、エビ
23	カイコの繭
24	籐
25	ハチミツ、蜜蝋
26	封印用のりの原料
27	ピーナッツ、ゴマ、綿の実、米ぬか等の搾りかす
28	漂白剤(漂白剤の中に含まれる塩酸塩)
29	コイヤ糸(ここやし皮から縫った糸)
30	お茶の葉

Sr. No.	品目
31	切手、印紙
32	封印用ののり、ワックス
33	石版、石版用のペン、チョーク
34	魚を使ったペースト“ngan-pya-ye”
35	ピーナッツ油、ゴマ油
36	鮮魚、エビ、生肉
37	干魚、干エビ
38	酢漬けの魚、エビ
39	魚粉、エビ粉
40	牛乳、加糖練乳、無糖練乳、牛乳の粉
41	豆乳
42	チリ、チリパウダー
43	サフラン、サフランパウダー
44	生姜
45	魚のすり身
46	タマリンド
47	国旗
48	数珠玉(高価な宝石で作られたものを除く)
49	物差し、消しゴム、鉛筆削り
50	焚きつけ(薪の代用)
51	ココナッツオイル(ヤシ油は含まない)
52	にわとり等の玉子
53	かぼちゃ・うりの種
54	法衣などの宗教上の衣服
55	あぶら糟
56	塩
57	天然ゴム

Sr. No.	品目
58	ビンロウジ
59	肥料
60	農業用の殺虫剤、農薬及びスプリンクラー
61	農機具、農業機械、それらの部品および四輪トラクター
62	動物、養殖魚及びエビ用の飼料・えさ
63	家畜用の医薬品およびワクチン
64	繁殖用の家畜
65	ソーラーパネル、蓄電池、インバーター
66	X線フィルム・プレート、その他のX線材、医療器具および装置(病院およびクリニックが自己使用のために輸入または製造した場合)
67	医療綿、包帯、ガーゼ、その他医療用衣服の材料、医療用および手術着(計画財務省によって特定されて病院およびクリニックのみ)
68	自宅用の医薬およびその他の伝統医薬(計画財務省によって特定されている医薬のみ)
69	伝統薬品の原料
70	教科書、参考書、種々の練習帳・紙画帳、それらを作成するための用紙、種々の鉛筆
71	鉛筆製造用のグラファイト
72	コンドーム
73	国家機関によって使用される防衛・軍用装備品、車輛および関連部品
74	民生用の火薬、ダイナマイト、それらの付属品
75	穀物・野菜・果樹の種及び苗の栽培
76	消防車、霊柩車
77	出国場所において海外渡航者に外貨で販売されるデューティーフリー商品
78	大使館ならびに領事館において外交官およびスタッフが使用する物品
79	防衛省予算で承認された軍隊で使用される消耗品等
80	CMP事業者の輸入する材料・梱包材
81	電力エネルギー省が、外国の大使館、国際連盟の機関ならびに外交官に販売する燃料
82	国内外の機関から国に寄付された資金やファンドによって購入された物品

Sr. No.	品目
83	国際航空サービス(アウトバウンド)用のジェット燃料
84	航空機、ヘリコプター用の機械、設備、付属品、スペアパーツ
85	国の要求に応じて内閣が免税と認定した物品
86	通関規制に従って一時的に輸入を許可された物品、またはドローバック制度のもとで輸入された物品
87	ミャンマー国内で政府が開催する宝石展示会で販売される翡翠、ルビー、サファイアならびにその他の宝石

※法令はミャンマー語で公表されており、公式英訳は作成されていません。適用にあたってはミャンマー語原文をあわせて参照する必要があります。(以下同様)

【表2 非課税品目(サービス)】

Sr. No.	品目
1	駐車場のレンタル
2	生命保険
3	マイクロファイナンス
4	保健サービス (美容スパサービスを除く)
5	教育サービス
6	貨物運送サービス (車両、船舶、航空機、重機による運送サービス。パイプラインによる輸送チャージは除く。)
7	金融市場関連のサービス
8	中央銀行によって許可された金融サービス
9	通関、港湾サービス
10	催事用の備品(机・椅子・調理器具など)のレンタルサービス
11	受託加工業
12	葬祭サービス
13	保育サービス
14	伝統マッサージ及び盲人のマッサージ師によるマッサージ
15	引越しサービス
16	有料道路の通行料徴収サービス

Sr. No.	品目
17	動物病院の医療保健サービス
18	公衆トイレサービス
19	国際航空輸送サービス(アウトバウンドのみ)
20	文化芸術関連のサービス
21	国内航空サービスを除く公共交通サービス
22	許可申請に際して政府機関に支払われるライセンスフィー
23	国防関係の書籍・印刷物の出版サービス
24	大使館、領事館およびその職員・スタッフが使用する各種サービス
25	国内外の国に寄付された資金やファンドで購入されたサービス
26	国の要求に応じて内閣が免税と認定したサービス
27	国及び各州・管区の政府機関内で提供されるサービス
28	ロトビジネス
29	工業および農業関連サービス

【表3 特別税率】

Sr.No.	品目	税率
1	建築後の建物販売	3%
2	金製の宝飾品販売	1%
3	航空輸送サービス(インバウンドのみ)	3%

(2) 特別物品税 (Special Goods Tax)

下表の物品が輸入あるいは国内で製造・販売される流通過程において、通常の商業税とは別に、特別物品税が課せられます。課税標準は、輸入の場合にはインボイス価格、国内製造販売の場合には、インボイス価格または当局の定める市場価格のいずれか大きい金額となります。特別物品税は商業税とは異なる税金で、商業税も別途課される点に留意が必要です。

【表4 特別物品税の課税品目】

Sr.No.	品目	税率
1	紙巻たばこ	4～16チャット／本
2	嚙たばこ	60%
3	たばこ葉	60%
4	両きり葉巻	0.5～1チャット／本
5	葉巻	80%
6	パイプ用たばこ	80%
7	ペテル・チューイング (ビンロウの実をキンマの葉でくるんだもの)	80%
8	酒類 (リッターあたり売価が26,000 チャット内)	91～5,911 チャット ／リッター
	酒類 (リッターあたり売価が26,000 チャット超)	60%
9	ビール	60%
10	ワイン (リッターあたり売価が26,000 チャット内)	81～5,254 チャット ／リッター
	ワイン (リッターあたり売価が26,000 チャット超)	50%
11	丸太及びその加工品	5%
12	翡翠の原石	15%
13	ルビー、サファイア、エメラルド、ダイヤモンド、その他の 宝石の原石	10%
14	翡翠、ルビー、サファイア、エメラルドで作られた宝飾品	5%
15	4ドアのダブルキャビン型ピックアップトラックを除く、ライ トバン、サルーン、セダン、ライトワゴン、エステートワゴ ン、クーペ (1,501 CCから2,000 CCまで)	20%
	同上 (2,001 CCから4,000 CCまで)	30%
	同上 (4,001 CC以上)	50%
16	灯油、ガソリン、ディーゼル、航空燃料	5%
17	天然ガス	8%

また、下記の物品が輸出される際には、特別物品税が課されることになります。

【表5 特別物品税の課税対象となる輸出品目】

Sr.No.	品目	税率
1	天然ガス	8%
2	木材及びその加工品	10%
3	翡翠の原石	15%
4	ルビー、サファイア、エメラルド、ダイヤモンド、その他の宝石	10%
5	翡翠、ルビー、サファイア、エメラルド、ダイヤモンド、その他の宝石で作られた宝飾品	5%

(3) 申告・納税手続き

① 納税者登録

国内で物品の製造・販売、またはサービスの提供を行う業者は、所轄の税務署で商業税のための納税者登録を毎年行う必要があります。ただし、自己申告制度の場合（後述の「ポイント13. 税務申告の手続きはどのように行うのか？」を参照）には、最初に企業登録を実施すれば、その後、登録内容に変更がないことを前提として、毎年の更新登録を実施する必要はありません。

② 納付及び確定申告

売上時に徴収した商業税の納付のタイミングは月次ベースとなっています。また、所定の申告書フォームに基づき、四半期用の申告書を各四半期末の翌月末までに提出する必要があります。さらに、年度末用の申告書を、年度末から3ヶ月以内に提出する必要があります。

③ 仕入商業税の控除と還付

仕入に係る商業税を売上時に徴収した商業税と相殺する手続き（仕入税額控除）の適用の規定はあるものの、仕入税額を証明するための書類の入手手続きが煩雑であり、実務上の障害となっています。他国で採用されているようなタックスインボイス方式を採用して、実務を簡素化することが望まれます。また、控除は同会計年度に発生したもののみが相殺可能となっているため、控除しきれなかった仕入商業

税が発生した場合、翌期への繰越は認められていません(当該超過分は、法人税の観点からは、損金処理が可能となっています)。さらに、土地、建物、設備代金などの設備投資(資本的支出)に係る商業税については、仕入税額控除の対象とはなりません。固定資産投資に係る商業税は取得原価の一部となるため、事業計画の検討にあたっては留意が必要となります。

一方で、**2016年4月以降**、輸出品に係る商業税の還付の規定が明記されました。輸出に係る商業税が**0%**であることから、当該輸出品の購入・製造に関わって支払われた商業税を売上の商業税から控除することができません。したがって、これらは当局に還付を請求することができます。また、**SEZ**の企業など商業税の支払いを特別に免除された企業に対して販売された物品の購入に係る商業税についても還付申請ができるものと理解されます。

ポイント13. 税務申告の手続きはどのように行うのか？

(1) 申告・納付期限

税金の種類	納付の種類	期限
法人所得税	確定申告	年度末から3ヶ月以内(6月30日まで)に確定申告書を提出、その後発行される課税通知書に記載された日が納付期限となる。
	キャピタルゲイン課税	キャピタルゲインが発生してから1ヶ月以内に申告
	源泉徴収税 (徴収者の支払い)	源泉徴収後7日以内に納税
商業税	期中納付	翌月10日までに前月分を納付
	期中申告	四半期ごとに翌月末までに申告
	確定申告	年度末から3ヶ月以内(6月30日まで)に確定申告書提出
個人所得税	個人給与の源泉徴収税 (徴収者の支払い)	源泉徴収後7日以内に納税
	確定申告	年度末から3ヶ月以内(6月30日まで)に確定申告書を提出、その後発行される課税通知書に記載された日が納付期限となる。

(2) 税務署

ミャンマーでは、近代的な徴税制度を整備すべく、税務署や申告制度の改革が現在行われており、大企業向けの税務署から諸外国並みの制度が導入されつつあります。例えば、申告制度については、これまで賦課課税方式が採用されており、確定申告書を税務署に提出した後、税額確定までに税務署との摺りあわせや税務担

当官による査定が必要でしたが、大企業向けの税務署から自己申告制度が順次採用されています。自己申告制度の場合、申告納税時には企業が計算した税額で納税が実施され、その後、税務調査で企業が申告納税した金額に誤りが発見された場合には、修正申告や追加の納付を行うことになります。

現在、税務署は大きく**Large Tax payer Office (LTO)**、**Medium Tax payer Office (MTO)**ならびに**Township office**に分かれており、法人税や商業税等の申告納税は**LTO**及び**MTO**の管轄、個人所得税の申告納税は**Township office**の管轄になります。**MTO**はさらに企業規模に応じてセクションが**1**から**3**まで分かれています。税務当局は、対象企業の売上規模や事業性質に従って重要性が高いと判断した順に、**LTO**、**MTO1**、**MTO2**、**MTO3**の順番で対象企業の管轄を割り振っていきます（どの税務署の所轄になるかは最終的には税務当局が決定します）。**LTO**及び**MTO1**はすでに自己申告制度を採用しており、**MTO2**、**MTO3**も今後同制度を採用していくことが見込まれています。自己申告制度の場合と賦課決定制度の場合とでは申告書の様式も異なり、前者の申告書では税務調整欄が設けられており、会計上の所得から税務上の所得への調整が可能になっていますが、後者の申告書では税務調整欄が設けられていないため所得の調整ができないようになっています。

(3) 税務調査

税法は税務局に対し、納税者の記録の調査を実施し、納税者が税法、税務手続法及び税法規則に従っていない場合には、税金の更正決定をする権限を与えています。税務当局は提出された税務申告書に関して**3年**以内に調査及び更正決定を行います。ただし、不正の意図があると判断された場合、税務当局はいつでも過年度の申告についても調査を行うことができるとされています。

(4) 罰則

納税者が期日までに納税を行わなかった場合、支払いが行われなかった額の**10%**を超えない額のペナルティが課されます。また意図的な所得操作があったと判断された場合、支払われなかった額の**50%**相当額のペナルティが課されます。

Ⅲ. 会計・監査制度

ポイント14. ミャンマーの会計基準は何か、 また会計監査の制度はあるのか？

(1) 適用される会計基準

ミャンマーではIFRS (International Financial Reporting Standards: 国際財務報告基準) と同等のMFRS (Myanmar Financial Reporting Standards) が採用されています。また中小企業向けのIFRSであるIFRS for SMEs (Small and Medium-sized Entities) と同等のMFRS for SMEsも採用されています。

なお、2010年時点のIFRS及びIFRS for SMEsがそのままMFRS及び MFRS for SMEsとして採用されていますが、その後のIFRSの改訂については、MFRSには反映されていません。

ミャンマーでは、IFRSベースでの財務諸表の作成も認められているため、上記MFRS (MFRS for SMEsを含む) かIFRSに準拠した財務諸表が作成されることになります。

(2) 会計監査制度

現行の会社法のもとでは、全ての会社は、毎年、独立したミャンマー公認会計士による監査が必要となります。監査済み財務諸表は、法人税申告書提出時に添付資料として提出する必要があるほか、DICA、関連省庁、MIC、SEZの管理委員会などにも必要に応じて提出する必要があります。

(3) 会計年度

法定の会計年度は4月1日～3月31日のみです。

(4) 表示通貨

財務諸表の表示通貨はMFRSやIFRSにおける機能通貨の概念に従い、チャットまたはUSD等の外貨から選択します。一方、税務申告で添付する財務諸表は原則としてチャット表示になりますが、USDで表示された財務諸表も許容されています。税務申告の観点からは、財務諸表の表示通貨はチャットあるいはUSDに限定されますので、実務上はどちらかの通貨を用いて財務諸表を作成することになります。

なお、財務諸表で使用される言語については、英語を用いることが可能です。

添付資料 1

MIC 投資認可申請書 - Form (2)

Proposal Form

To,

Chairman
Myanmar Investment Commission

Reference No.
Date

I do apply for the permission to make investment in the Republic of the Union of Myanmar with the Section 36 of the Myanmar Investment Law by furnishing the following particulars:-

1. 投資家の情報(The Investor's:-)

(a) 氏名 (Name) _____

(b) 父親の氏名 (Father's name) _____

(c) 国民登録証番号、パスポート番号 (ID No. / National Registration Card No. / Passport No.) _____

(d) 国籍 (Citizenship) _____

(e) 現住所 (Address)

(i) ミャンマーの住所 (Address in Myanmar) _____

(ii) 海外の住所 (Residence abroad) _____

(f) 電話/ファックス番号 (Phone/Fax) _____

(g) e-mail アドレス (E-mail address) _____

(h) 会社名称 (Name of principle organization) _____

(i) 事業内容 (Type of business) _____

(j) 会社住所 (Principle Company's address) _____

2. 合併事業のパートナーの情報

(If the investment business is formed under Joint Venture, partners' :-)

- (a) 氏名 (Name) _____
- (b) 父親の氏名 (Father's name) _____
- (c) 国民登録証番号、パスポート番号 (ID No. / National Registration Card No. / Passport No.) _____
- (d) 国籍 (Citizenship) _____
- (e) 現住所 (Address)
 - (i) ミャンマーの住所 (Address in Myanmar) _____
 - (ii) 海外の住所 (Residence abroad) _____
- (f) 会社名称 (Parent company) _____
- (g) 会社住所 (Parent Company's address) _____

Remark: 上記 1, 2 に関して以下の書類を添付する必要があります (The following documents need to be attached according to the above paragraph (1) and (2):-)

- (1) 会社登記証のコピー (Company registration certificate (copy))
- (2) 国民登録番号、パスポート番号のコピー
(National Registration Card (copy) and passport (copy))
- (3) 事業に参加する投資家の財政状態を証明するもの
(Evidences about the business and financial conditions of the participants of the proposed investment business)

3. 代理申請者の情報 (If the investor don't apply for permission to make investment by himself/ herself , the applicant;)

- (a) 氏名 (Name) _____
- (b) 連絡先の氏名 (Name of Contact Person) _____

申請者が事業体の場合 (if applicant is business organization)
法的代表者の正式なレターを添付する必要があります。
(To submit the official letter of legal representative as attachment)

(c) 国民登録証番号、パスポート番号 (ID No. / National Registration Card No. / Passport No.) _____

(d) 国籍 (Citizenship) _____

(e) ミャンマーの現住所 (Address in Myanmar) _____

(f) 電話/ファックス番号 (Phone/Fax) _____

(g) e-mail アドレス (E-mail address) _____

4. 認可を申請する事業の内容 (Type of proposed investment business :-)

5. 法人の形態 (Type of business organization to be formed :-)

☐ 100% (One Hundred Percent) ☐ 合併 (Joint Venture)
(合併契約書案を添付すること)
(To attach the draft of JV agreement)

☐ 契約による事業形態 (Type of Contractual basis)
(契約書案を添付すること) (To attach contract (agreement) draft)

6. 株主のリスト (List of shareholders)

番号 (No)	株主氏名 (Name of Shareholder)	国籍 (Citizenship)	所有比率 (Share Percentage)

7. 会社の株式の情報 (Particulars of Company incorporation)

(a) 授權資本の金額 (Authorized capital) _____

(b) 発行する株式の種類 (Type of share) _____

(c) 発行する株式の数 (Number of share) _____

Remark: 上記 7 に関して、基本定款および附属定款を添付する必要があります (Memorandum of Association and Articles of Association of the Company shall be submitted with regard to above paragraph 7.)

8. 払込資本に関する情報 (Particulars of Paid-up capital of the investment business)

	Kyat/US\$ (Million)
(a) 内国資本による払込額 (Amount/percentage of local capital to be contributed)	_____
(b) 外国資本による払込額 (Amount/percentage of foreign capital to be brought in)	_____
合計(Total)	_____
(c) 資本払込みの時期 (Annually or period of proposed capital to be brought in)	_____
(d) 投資金額 (Value / Amount of investment)	_____
(e) 投資期間 (Investment period)	_____
(f) 建設あるいは事業準備期間 (Construction / Preparation period)	_____

Remark: 上記 8 (e) に関して、特別な状況が想定されている場合には、補足資料を添付して説明する必要があります。 (Describe with annexure if it is required for the specific condition in regard to the above Paragraph 8 (e))

9. 外国資本の詳細 (Detail list of foreign capital to be brought in -)

	Foreign Currency (Thousand)	Equivalent Kyat (Million)
(a) 外貨保有額 (Foreign currency (Type and amount))	_____	_____
(b) 機械設備の額 (要明細添付) (Machinery and equipment and value (to enclose detailed list))	_____	_____
(c) 原材料の額 (要明細添付) (The Value of initial raw materials and other similar materials (to enclose detailed list))	_____	_____
(d) ライセンス、知的財産、工業意 匠、商標権、特許権等の額 (Value of license, intellectual roperty, industrial design, trade mark, patent rights, etc.)	_____	_____
(e) ノウハウの額 (Value of technical know-how)	_____	_____
(f) その他 (例 ; 建設資材) (Others (eg; Construction materials))	_____	_____
合計(Total)	_____	_____

Remark: 上記 9 (d), (e) に関しては、価値算定根拠を提出する必要があります。(The evidence of permission shall be submitted for the above para 7 (d) and (e).)

10. 内国資本の詳細 (Details of local capital to be contributed -)

Kyat (Million)

- | | | |
|-----|---|-------|
| (a) | 現金保有額 (Amount) | _____ |
| (b) | 機械設備の額 (要明細添付)
(Value of machinery and equipment (to enclose detailed list)) | _____ |
| (c) | 土地および建物のレンタル料
(Value or rental rate of land and buildings) | _____ |
| (d) | 建物の建設費用 (Cost of building construction) | _____ |
| (e) | 家具等の額 (要明細添付)
(Value of furniture and assets (to enclose detailed list)) | _____ |
| (f) | 原材料の額 (Value of initial raw material (to enclose detail list)) | _____ |
| (g) | その他 (Others) | _____ |
| | | _____ |
| | 合計 (Total) | _____ |

11. 借入れについて (Particulars of Loan -)

- ☐ 当地での借入れ (Loan (local)) _____ Kyat
 _____ US\$
- ☐ 海外からの借入れ (Loan (abroad)) _____ US\$

12. 事業内容の詳細について (Particulars about the investment business -)

- (a) 投資を行う場所 (Investment location(s)/place)

- (b) 投資を行う土地建物の用途とエリア (Type and area requirement for land or land and building)
- (i) 場所 (Location) _____
- (ii) 土地および建物の広さ (Area and number of land/building)

(iii) 土地の所有者に関する情報 (Owner of the land)

(aa) 所有者の氏名、会社名 (Name/company/department)

(bb) 国民登録証番号(National Registration Card No.)

(cc) 住所 (Address)

(iv) 土地の用途 (Type of land) _____

(v) 土地のリース期間 (Period of land lease contract) _____

(vi) リース期間 (Lease period) _____ From _____ To () year

(vii) リース料 (Lease rate)

(aa) 土地 (Land) _____

(bb) 建物 (Building) _____

(viii) 所在する区 (Ward) _____

(ix) 所在するタウンシップ (Township) _____

(x) 所在する州、管区 (State/Region) _____

(xi) 賃借人の情報 (Lessee) _____

(aa) 氏名、会社名(Name/ Name of Company/ Department) _____

(bb) 父親の氏名 (Father's name) _____

(cc) 国籍(Citizenship) _____

(dd) ID 番号またはパスポート番号 _____
(ID No./Passport No.)

(ee) 現住所(Residence Address) _____

Note: 上記 12 (b) に関して、以下の書類を添付する必要があります (The following documents have to be enclosed for above Para 12 (b))

(i) 土地所有者であることを証明する資料(工業地区を除く)、地図
(to enclose land ownership and ownership evidences(except industrial zone)
and land map:)

- (ii) 土地リース契約書のドラフト (land lease agreement (draft))
- (c) 建設する建物の仕様 (Requirement of building to be constructed ;)
- (i) 仕様、建物の数 (Type / number of building) _____
- (ii) 面積 (Area) _____
- (d) 年間の製品製造量/サービス提供量 (Annual products to be produced / Service) _____
- (e) 電力の年間消費量 (Annual electricity requirement) _____
- (f) 水の年間必要量 (Annual requirement of water supply) _____

13. 財政状態に関する情報 (Detail information about financial standing -)

- (a) 氏名/ 会社名 (Name/company's name) _____
- (b) ID 番号/国民登録番号/パスポート番号 _____
(ID No. / National Registration Card No./Passport No.)
- (c) 銀行口座番号 (Bank Account No.) _____

Remark: 上記 13 に関して、本国の銀行から入手した銀行残高証明書または
アニュアルレポートを添付する必要があります。 (To enclose bank statement
from resident country or annual audit report of the principle company with regard to
the above paragraph 13.)

14. 雇用に関する情報 (List of employment :-)

分類 (Item)	職位 (Designation/Rank)	ミャンマー人 (Citizen)	外国人 (Foreign)	計 (Total)
a	上級管理職 (Senior management (Managers, Senior, officials))			
b	その他の管理職 (Other management level (Except from Senior management))			
c	専門職 (Professionals)			
d	技術者 (Technicians)			
e	アドバイザー (Advisors)			

f	熟練労働者 (Skilled Labour)			
g	労働者 (Workers)			
計(Total)				

以下の情報を添付する必要があります。

- (i) 全従業員向けの社会保障や福利厚生案
- (ii) 環境影響評価

The following information shall be enclosed: -

- (i) Social security and welfare arrangements for all employees;
- (ii) Evaluation of environmental impact arrangements

15. その他の申請状況 (Describe whether other Applications are being submitted together with the Proposal or not : -)

☐ ; 土地の長期使用権に対する申請 (Land Rights Authorisation Application)

☐ ; 税務インセンティブに対する申請 (Tax Incentive Application)

16. 環境への影響に対する評価 (Describe with annexure the summary of proposed investment: -)

Signature _____
Name _____
Designation _____

添付資料 2

MIC 通達 No.15/2017 - 関連省庁の承認を要する事業一覧

No		事業の内容
1		内務省
	1	麻酔作用や向精神作用のある成分を含む薬の製造販売
2		情報省
	1	活字及び放送の複合メディア事業
	2	外国語による新聞の発行
	3	FM放送
	4	DTH放送
	5	DVB-T2放送
	6	ケーブルテレビ
3		農業・畜産・灌漑省
	1	漁業資源(魚種)への投資
	2	海洋漁業
	3	動物医療用バイオ製品の製造販売
	4	動物用の医薬品の製造販売
	5	商業目的での畜産
	6	畜産用の繁殖及びふ化
	7	動物品種のための遺伝子研究、遺伝子保存ならびにそれらの販売
	8	動物品種(冷凍精子や冷凍胚を含む)の輸入、飼育(製造)ならびに販売
	9	動物用の飼料及び動物品種の安全性に関連した研究所
	10	動物医療のための研究所
	11	動物の健康のための研究調査
	12	種子の輸入、生産、国内販売ならびに再輸出
	13	新種の植物の輸入、栽培ならびに販売
	14	農薬、肥料、活性剤、除草剤などの製造、貯蔵、販売ならびに輸出
	15	ハイブリッド種の生産及び輸出
	16	農業関係の研究所
	17	農業及び農産品の研究
	18	季節性作物の栽培
4		運輸・通信省
	1	車両登録の検査
	2	自動車教習所
	3	列車運行のための新しい線路、駅ならびに駅舎の建設
	4	列車の運行
	5	機関車、客車、貨物車両ならびに関連スペアパーツの製造及びメンテナンス
	6	列車運行のための発電
	7	鉄道輸送のためのドライポート(積み替えターミナル)サービス
	8	郵便サービス
	9	通信サービス
	10	衛星通信機器の製造及び販売
	11	レーダー通信機器及び関連機器の製造及び販売

No		事業の内容
12		ラジオ通信機器の製造及び販売
13		携帯電話機及び電話機の製造及び国内販売
14		民間の航空訓練
15		航空機の修理及びメンテナンス
16		空港内での宿泊サービス
17		空港での地上サービス
18		航空輸送サービスのプロモーション
19		航空券のコンピューター予約システムサービス
20		乗組員なしの航空機リース
21		乗組員付きの航空機リース
22		航空貨物のフォワーディング
23		航空機のメンテナンス
24		航空機の離発着誘導
25		航空機搭乗客の空港内での管理(チェックイン、誘導など)
26		航空手荷物の空港内での管理(荷物の預り・引渡し、飛行機と手荷物カウンター間の運搬など)
27		航空貨物の空港内での管理(保管、移動など)
28		航空機燃料の給油サービス
29		空港内の警備サービス
30		空港の建設、メンテナンス、管理ならびに運営
31		国内航空輸送
32		国際航空輸送
33		航空機関連のリース
34		海事教育・訓練センター
35		船舶や浮体物の建設及び修理が可能な造船所
36		沿岸や河川・湖区域での船舶輸送(乗客)
37		沿岸や河川・湖区域での船舶輸送(貨物)
38		船舶輸送サポートサービス
39		海上国際船舶輸送(乗客)
40		海上国際船舶輸送(貨物)
41		乗組員なしの船舶リース
42		乗組員付きの船舶リース
43		引船、曳船サービス
44		船舶解体サービス
45		船舶の仲介販売
46		船舶の規格検査
47		各種造船所及び棧橋の建設
48		土手や水辺での倉庫、土盛り、タンク、コンテナヤードならびに港湾関連設備の建設
49		内陸河川港の建設
50		水路の保全及び改良
51		港湾の拡張
52		港湾及び水路関連のサービス
53		沈没船の引き揚げ
54		船荷取扱

No		事業の内容
	55	深海港、多目的な国際港
5		天然資源・環境保護省
	1	森林区域及び政府管理区域での丸太伐採
	2	チーク、広葉樹、ゴム、竹などの植林
	3	木材関連事業および植林関連事業
	4	森林区域及び自然保護区域でのエコツーリズム
	5	商業目的での遺伝子組み換え生物の輸入、再生ならびに販売
	6	貴重かつ希少な改良木材品種の栽培、保全、培養に関する先端技術研究ならびに関連する商業活動
	7	森林事業における先端技術開発、研究ならびに人材育成
	8	商業目的での野生生物（動植物）の輸入、栽培・繁殖、販売・輸出
	9	外国投資家による大規模な鉱物事業のための探査、事業性調査、採掘
	10	内国投資家による中小規模の鉱物事業のための探査、事業性調査ならびに採掘
	11	外国投資家による宝石・宝飾品の製造販売
	12	外国投資家による宝石・宝飾品の採掘及び製造販売
	13	真珠の養殖
	14	オゾンに影響を及ぼす物質を生産するビジネス
	15	大規模な紙パルプの生産
6		電力・エネルギー省
	1	大規模発電（30 メガワット以上）
	2	電力系統につながるすべての電気関連事業
	3	海洋掘削に関する設備の輸入、製造、建設ならびに設置
	4	石油・ガス・石油製品の輸入、輸送、貯蔵、流通ならびに販売のための貯蔵タンク、荷揚げ港、パイプライン、関連機械設備、建物の建設ならびに据付
	5	各種精製施設の建設、既存の精製施設の維持及び改良
	6	地質学、地球物理学ならびに地球科学的方法で石油・ガスの調査及び分析を行うための設備（付属設備を含む）の輸入、製造、建設ならびに据付
	7	石油・ガスの探査、生産および研究を行うための設備（付属設備を含む）の輸入、製造、建設ならびに据付
	8	石油・ガス関連の輸送及びパイプライン網建設のための設備（付属設備を含む）の輸入、製造、建設ならびに据付
7		工業省
	1	ワクチンの生産
8		商業省
	1	小売
	2	卸売
9		保健・スポーツ省
	1	民間病院
	2	民間の保健サービス
	3	民間の移動保健サービス
	4	民間の介護サービス
	5	民間の伝統医療のための病院
	6	民間の伝統医療のための診療所

No		事業の内容
	7	民間の伝統薬、伝統医薬品の製造
	8	伝統薬物の製造
	9	伝統医薬品の原料となるハーブの輸入販売
	10	伝統医薬品の栽培及び生産
	11	伝統薬の研究
	12	ワクチンの研究及び検診キットの製造
10		建設省
	1	建設省管轄の道路やバイパス道路等の建設
	2	高架状の高速道路、トンネル、環状道路、インターチェンジ、地下道路、高架道路、半地下道路ならびに水中トンネルの建設
	3	180 フィートの長さを超える橋の建設
	4	橋梁関係部品（プレストレストコンクリート材、支柱材など）、鉄鋼フレーム、プレートガーダー（I 字型鉄鋼プレート）、鋼トラス、橋梁用鉄鋼コンクリート、高強度コンクリートなどの製造及び国内販売
	5	100 エーカーを超える都市開発
	6	床面積 50,000 平方メートル以上の居住用アパートならびに工場団地での住宅の建設及び販売
	7	ネピドー、ヤンゴン、マンダレーを除く州・管区の中心都市における 4 エーカー以上の都市再開発
	8	新都市開発

添付資料 3

環境保護・林業省 通達 No.616 / 2015 - 環境影響評価手続き (EIA を要する事業一覧のみ抜粋)

(注) EIA; Environmental Impact Assessment

事業の内容		EIA を要する条件
特別な事業		
1	議会、政府ならびに大統領によって決定される事業	規模を問わず
エネルギー、農業、畜産業、林業関係		
2	水力発電	発電能力が 15 MW 以上、あるいは貯水量(最大時)が 20,000,000 m ³ 以上かつ貯水池面積(最大時)が 400 ha 以上
3	原子力発電	規模を問わず
4	天然ガス発電あるいはバイオマス発電	発電能力が 50 MW 以上
5	石炭火力発電	発電能力が 10 MW 以上
6	廃棄物発電	監督官庁の指示に基づく
7	地熱発電	発電能力が 50 MW 以上
8	複合サイクル発電 (ガス及び火力発電)	
9	火力発電 (上記 4 から 8 以外)	

事業の内容		EIA を要する条件
10	風力発電	
11	太陽光発電	監督官庁の指示に基づく
12	沿岸区域での石油、ガスの地震探査	-
13	沿岸区域での石油、ガスの試掘探査	規模を問わず
14	沿岸区域での石油、ガスの掘削、パイプラインでの輸送、ポンプ基地、コンプレッサー基地、貯蔵施設、それらに付随する活動ならびにそれらの閉鎖	規模を問わず
15	沖合区域での石油、ガスの地震探査	-
16	沖合区域での石油、ガスの試掘探査	規模を問わず
17	沖合区域での石油、ガスの掘削、パイプラインでの輸送、ポンプ基地、コンプレッサー基地、貯蔵施設、それらに付随する活動ならびにそれらの閉鎖	規模を問わず
18	石油、天然ガスの精製(液化石油ガス、自動車用ガソリン、灯油、ディーゼル燃料、暖房用オイル、燃料用オイル、ビチューメン、アスファルトならびにプロパン/プロピレン混合物、純ナフサの製造、ならびに石油化学製品製造のための中間品の製造)	規模を問わず
19	天然ガスの加工、液化天然ガス(メタノール、ナフサ、ガソリン、灯油、ディーゼル燃料、ワックス潤滑油などの液化石油製品など)の生産	規模を問わず
20	天然ガスの液化プラント	規模を問わず
21	石油や天然ガスの基地	規模を問わず
22	石油や液化ガスの貯蔵所	石油;貯蔵能力が 10,000 t 以上 液化ガス;貯蔵能力が 2,500 t 以上
23	石油やガスの輸送システム	10 km 以上
24	給油所(液化石油ガスや圧縮天然ガスの給油所も含む)	監督官庁の指示に基づく
25	石油化学製品の製造	規模を問わず
26	送電(115 kV 以上 230 kV 未満)	監督官庁の指示に基づく
27	送電(230 kV 以上)	監督官庁の指示に基づく
28	高電圧の変電所(230 kV 及び 500 kV)	監督官庁の指示に基づく
29	天然ゴム、ヤシ、ココア、コーヒー、バナナ、サトウキビなどのプランテーション	500 ha 以上
30	穀物、豆類、根菜類、イモ類、含油性作物、繊維作物、野菜ならびに飼料用作物の栽培	3,000 ha 以上
31	牧畜(牛、バッファロー、馬、ヤギ、羊など)	3,000 頭以上
32	養鶏、その他家禽類の飼育	家禽類;20,000 匹以上 ダチョウ;200 匹以上 ウズラ;100,000 匹以上

事業の内容		EIAを要する条件
33	養豚	5,000 頭以上
34	淡水での養殖	25 ha 以上
35	海水での養殖	100 ha 以上
36	貝、真珠の養殖	200 ha 以上
37	野生動物の飼育	監督官庁の指示に基づく
38	爬虫類の飼育	ワニ、トカゲ、蛇; 1,000 匹以上 その他; 5,000 匹以上
39	伐木	500 ha 以上
40	森林の管理	10,000 ha 以上
41	灌漑	5,000 ha 以上
製造業		
食品、飲料の製造		
42	食肉(牛肉、豚肉、羊肉など)の加工	50 t /日以上
43	鳥肉の加工	50 t /日以上
44	魚類(魚、甲殻類、腹足類、頭足類、二枚貝)の加工(魚油や魚肉などの副産物を含む)	75 t /日以上
45	食品加工、飲料生産(牛肉、豚肉、羊肉、鳥肉、野菜、果物などを材料とする食品加工ならびに発酵飲料を除く飲料生産)	20 t /日以上
46	乳製品の生産(商業生産目的での生乳の貯蔵および加工、加工牛乳や乳製品の貯蔵及び加工)	監督官庁の指示に基づく
47	動物用飼料の生産	300 t /日以上、あるいは年間最大操業日数が 90 日の場合で 600 t /日以上
48	植物油の製造	300 t /日以上、あるいは年間最大操業日数が 90 日の場合で 600 t /日以上
49	でんぷん、でんぷん植物の製造	300 t /日以上、あるいは年間最大操業日数が 90 日の場合で 600 t /日以上
50	製粉(小麦、米、野菜、コーヒー、ココアなどの製粉)	300 t /日以上、あるいは年間最大操業日数が 90 日の場合で 600 t /日以上
51	グルタミン酸ソーダ(調味料用)の製造	100 t /日以上
52	砂糖の製造	300 t /日以上、あるいは年間最大操業日数が 90 日の場合で 600 t /日以上
53	アルコール飲料、ワイン、ビールの製造	300,000 l /日以上、あるいは年間最大操業日数が 90 日の場合で 600,000 l /日以上

事業の内容		EIA を要する条件
54	ノンアルコール飲料(ソーダ、ソフトドリンク、ミネラルウォーターなど)の製造	監督官庁の指示に基づく
55	製氷	2,000 t/日以上
56	飲料水(飲料ボトル用)の製造	監督官庁の指示に基づく
57	タバコの製造	15 t/日以上
衣類、織物、革製品の製造		
58	衣類や織物(糸、繊維、衣類ならびに天然繊維、合成繊維、再生繊維を使用した製品)の製造	監督官庁の指示に基づく
59	織物や繊維の洗浄、漂白といった前処理、あるいは染色	10 t/日以上
60	革製品(合皮、ハンドバック、かばん、鞍、靴など)の製造	監督官庁の指示に基づく
61	皮のなめしや最終加工	最終製品で 12 t/日以上
木製品の製造		
62	製材、木製品の製造	製材;投入量が 50,000 m ³ /年以上 木製品;投入量が 15,000 m ³ /年以上
63	板や木材チップの製造	600 m ³ /日以上、あるいは 420 t/日以上
64	パルプや紙の製造	50 t/日以上
65	木材や木製品の表面加工(溶剤を使用した装飾、印刷、塗装、脱脂、防水加工、矯正、洗浄、浸透など)	溶剤の使用量が 150 kg/時間以上、 あるいは 200 t/年以上
化学品の製造		
66	アンモニア、酸(窒素、塩化水素、硫酸、フッ化水素酸、リンなど)、塩素アルカリ(塩素、苛性ソーダ、ソーダ灰など)といった無機化合物の大規模製造、ならびにコールタールの蒸留(ナフタリン、フェナンスレン、アントラセンなどの製造)	規模を問わず
67	石油系ポリマーの製造	規模を問わず
68	石炭加工(燃料を含めたガス状や液状への加工)	規模を問わず
69	化学肥料の製造	規模を問わず
70	殺虫剤の製造	規模を問わず
71	油脂化学製品(脂肪酸、野菜や動物の脂肪分を使用したバイオディーゼルなど)の製造	規模を問わず
72	製薬、バイオテクノロジーを利用した製造	50 t/年以上
73	その他の有機化合物の製造	規模を問わず
74	その他の無機化合物の製造	規模を問わず
75	その他の化学品(塗料、インク、ニス、石鹼、洗剤、香水、花火、写真用の薬剤など)の製造	10 t/日以上

事業の内容		EIA を要する条件
76	爆発物の製造	規模を問わず
77	消火器やその他の消化関連製品の製造	監督官庁の指示に基づく
78	二酸化炭素ガス、産業用ガスの製造(充填や液化を含む)	3,000 t /年以上
ガラス、陶器の製造		
79	ガラス、ガラス繊維等の製造	監督官庁の指示に基づく
80	陶器タイルや衛生陶器の製造	監督官庁の指示に基づく
建設資材の製造		
81	セメント、石灰の製造	セメント;30 t /時間以上 石灰;50 t /日以上
82	レンガの製造	監督官庁の指示に基づく
83	その他の建設資材の製造	50,000 t /年以上
84	アスファルトの製造	100 t /日以上
金属、機械類の製造		
85	ベースメタル(銅、鉛、亜鉛、スズ、ニッケル、アルミニウム等)の溶解、精錬	非鉄金属;溶解能力が 20 t /日以上, 鉛、カドミウム;溶解能力が 4 t /日以上
86	鉄鉱石やスクラップ金属を使用した鉄鉄、鋼鉄の製造	2.5 t /時間以上
87	鉄金属や非鉄金属(アルミニウム、銅、スズ、鉛、ニッケル、マグネシウム、チタニウムなど)の鋳造	鉄金属;20 t /日以上 非鉄金属;20 t /日以上 鉛、カドミウム; 4 t /日以上
88	非鉄金属の溶解、鍛錬、細工	20 t /日以上
89	造船	1 ha 以上、あるいは 掲重能力が 20,000 t 以上
90	鉄道車両の製造、修理	100 両/年以上
91	金属、プラスチック、繊維、ゴム製品の製造	監督官庁の指示に基づく
92	ゴム、ラテックスの加工	監督官庁の指示に基づく
93	車両用タイヤの製造	監督官庁の指示に基づく
94	半導体関連製品やその他の電子機器(半導体、集積回路、プリント配線回路基板、スクリーン、受動素子、磁気素子など)の製造	監督官庁の指示に基づく
95	電子機器や電気機器(コンピューター、通信機器、各種家電製品等)の製造	監督官庁の指示に基づく
96	バッテリー、蓄電池の生産	3,000 t /年以上
97	機械、機械設備、車両の製造	監督官庁の指示に基づく
98	自動車、オートバイの製造	監督官庁の指示に基づく
99	自動車関連部品、自動車用エンジンの製造	監督官庁の指示に基づく
100	自動車修理	監督官庁の指示に基づく
101	廃車	自動車;10 台/日以上, オートバイ;50 台/日以上
102	武器弾薬の製造	規模を問わず

事業の内容		EIA を要する条件
廃棄物処理		
103	非有害廃棄物の処理	埋立処理が 10 t/日以上、あるいは埋立処理能力が 25,000 t 以上、その他の場合には 50 t/日以上
104	非有害廃棄物の焼却処理	3 t/時間以上
105	非有害廃棄物のリサイクル処理、再利用処理	50 t/日以上
106	非有害廃棄物の処理	規模を問わず
107	非有害廃棄物のリサイクル処理、再利用処理	10 t/日以上
108	排水処理(中央制御システム)	規模を問わず
109	排水管や雨水管の建設、管理	10 km 以上
水道事業		
110	産業用、農業用ならびに都市用のための地下水の開発	4,500 m ³ /日以上
インフラ関係		
111	ダム事業	ダムの高さが 15 m 以上、あるいは貯水面積が 400 ha 以上
112	公共に影響を与える湖、河川、運河の埋め立て	埋立面積が 50 ha 以上
113	その他の大規模な土木工事(堤防、防波堤、離岸堤の建設)	全長が 2 km 以上、かつ工事面積が 25 ha 以上
114	浚渫工事	500,000 t 以上
115	河道の保全(水位や水量の調整)	規模を問わず
116	海運(バラ積船や貨物船などの運営管理、ならびに船舶の解体)	監督官庁の指示に基づく
117	港湾、ならびに貨物用、乗客用ターミナル	25 ha 未満
118	工業地区の開発	規模を問わず
119	病院	監督官庁の指示に基づく
120	墓地、火葬場	-
121	観光用施設の開発	200 部屋以上、あるいは施設面積が 500,000 m ² 以上
122	ゴルフコース	18 ホール
交通、運輸		
123	鉄道や市街電車(レールの建設、維持、ならびに車両の運営)	全長 5 km 以上
124	ケーブルカー	全長 0.5 km 以上
125	飛行場や滑走路の建設	滑走路の全長が 2,100 m 以上
126	橋、高架橋の新たな建設	全長 2 km 以上
127	橋、高架橋の補修	監督官庁の指示に基づく
128	トンネルの建設	全長 1 km 以上
129	高速道路の建設、拡張	全長 50 km 以上
130	一般道路の建設、拡張	全長 100 km 以上
131	道路の補修(路面の補修、路肩の拡張など)	監督官庁の指示に基づく

事業の内容		EIA を要する条件
鉱業		
132	河川や海域での岩石、砂利、砂の採掘	50,000 m ³ /年以上
133	粘土、石膏、長石、珪砂、大理石、珪岩などの建設用、窯業用の鉱物の採掘	200 エーカー以上、あるいは 100,000 t /年以上
134	工業用鉱物（重晶石、螢石、リン酸塩、カリ、塩、ソーダ灰、アスベストなど）の採掘	200 エーカー以上、あるいは 100,000 t /年以上
135	鉄、マンガン、銀、銅、スズ、アンチモン、鉛、ニッケル、亜鉛、クロム、ボーキサイト、宝石といった鉄金属、非鉄金属ならびに貴金属鉱石（金を除く）の採掘	50 エーカー以上、あるいは 50,000 t /年以上
136	金属鉱石の精錬（有害な化学品の使用を伴わないもの）	50,000 t /年以上
137	金属鉱石の精錬（有害な化学品の使用を伴うもの）	25,000 t /年以上
138	金鉱石の採掘および精錬（有害な化学品の使用を伴わないもの）	20 エーカー以上
139	金鉱石の採掘および精錬（有害な化学品の使用を伴うもの）	20 エーカー以上、あるいは 25,000 t /年以上
140	石炭の採掘	100,000 t /年以上
141	タングステン、イルメナイト、金紅石、ジルコン、チタニウム、モナザイトといった重鉱物の採掘	50,000 m ³ /年以上

添付資料 4

MIC 通達 No.13/2017 – 投資促進事業の一覧

No.		産業／業種
(A)	農業関連(たばこ葉の栽培やたばこ製品の製造を除く)	
	1	農作物、豆類、油料作物の栽培
	2	米の栽培
	3	野菜、きゅうり、根菜類、いも類の栽培
	4	サトウキビの栽培
	5	繊維植物(綿、ジュート、ローゼル等)の栽培
	6	一年生作物の栽培
	7	ぶどうの栽培
	8	熱帯性果物及び温帯性果物(バナナ、マンゴー、ドリアン、ランブータン、パパイヤ、パイナップル、ドラゴンフルーツ、タマリンド、カスタードアップル、ジャックフルーツ、マンゴスチン、アボガド、イチジク、ナツメヤシ等)の栽培
	9	柑橘類(ポメロ、スウィートライム、レモン、ライム、オレンジ等)の栽培
	10	堅果類(グアバ、ヤシ、西洋スモモ、リンゴ、ライチ、梨等)の栽培
	11	その他の果物、堅果類の栽培
	12	油料作物の栽培
	13	コーヒー豆、茶葉、ココア豆等の栽培
	14	調味料原料、香辛料ならびにハーブ類(コショウ、スウィートチリ、唐辛子、ナツメグ、生姜、ターメリック等)の栽培
	15	その他の多年生作物の栽培
	16	作物の繁殖
	17	作物の栽培支援
	18	作物収穫後の支援
	19	作物繁殖のための種子の遺伝子組み換え
	20	除草、殺虫サービス
	21	機械による作物収穫支援
	22	製粉や栽培に関するサービス
	23	作物栽培のための用水提供サービス
	24	作物の乾燥サービス
	25	農作物の貯蔵サービス
	26	農作物の検査サービス
	27	土壌検査サービス
	28	農機レンタルサービス
	29	農作物用卸売市場の開設
	30	農作物の栽培支援サービス(収穫期間後のケア、種子の生産に関するサービス等)
(B)	植林、森林保護事業ならびにその他の関連事業	
	1	植林
	2	チークの栽培

No.		産業／業種
	3	ゴムの栽培
	4	契約にもとづく植林の実施
(C)	畜産業、水産業ならびにその他の関連サービス	
	1	牧畜(牛)
	2	牧畜(馬)
	3	牧畜(羊、ヤギ)
	4	牧畜(豚)
	5	牧畜(家禽類)
	6	牧畜(その他の家畜)
	7	牧畜(上記複合)
	8	牧畜の支援サービス
	9	真珠の養殖
	10	淡水魚及び海水魚の養殖
(D)	製造業(紙たばこ、酒類、ビールなどの健康に害を及ぼす製品を除く)	
	1	食肉の処理、加工ならびに包装(鶏肉は除く)
	2	卵の処理、加工ならびに包装
	3	水産食品の処理、加工ならびに冷凍
	4	魚の缶詰製造
	5	甲殻類(エビやカニなど)の加工食品製造
	6	魚の加工食品製造
	7	のり、海藻等の生産
	8	動物用医薬品の製造
	9	野菜、果物の長期保存用加工
	10	野菜、果物の缶詰製造
	11	動物性及び植物性の食用油、油脂製食品の生産
	12	植物性の食用油、油脂製食品の生産
	13	ココナッツオイルやココナッツを使用した食品製造
	14	パーム油の生産
	15	トウモロコシ油の生産
	16	動物性の食用油、油脂製食品の生産
	17	その他の野菜や農作物を原料とする植物性の食用油、油脂製食品の生産
	18	牛乳、乳製品の生産
	19	粉ミルク、加糖クリーマーの生産
	20	その他の乳製品の生産
	21	農作物(米、トウモロコシを除く)の製粉
	22	米及びトウモロコシの製粉、ならびに米粉及びトウモロコシ粉の生産
	23	パンの生産
	24	砂糖の生産
	25	ココア、チョコレートならびに砂糖菓子等の生産
	26	マカロニ、ビスケット、ドライケーキならびに小麦粉を原料とする食品の生産
	27	調理済み食品の生産

No.	産業／業種
28	コーヒー、茶ならびに伝統医薬品用作物の生産
29	調味料、ソース類ならびに調理用食品(こしょう、マヨネーズ、マスタード、米粉、酢、はちみつ、肉・魚・貝類の練物、食塩、滋養素材等)の生産
30	動物用飼料の生産
31	薄板(ベニヤ板、繊維版、垂直版など)の生産
32	建設用木材製品の生産
33	木箱の生産
34	コルク、干し草、ヒヤシンス等の素材を編みこんで作られる製品の生産
35	竹や籐などを素材とした木製家具の生産
36	石鹼、粉石鹼ならびに洗剤の生産
37	紡績業、織物業ならびに染色業
38	ロープ、網の生産
39	衣服の生産
40	女性用下着の生産
41	帽子の生産
42	ハンドバック、肩掛カバン等のバックの生産
43	運動用品の生産
44	靴の生産
45	皮革製品の生産
46	革製バックの生産
47	ウール、毛皮の生産
48	プラスチック製品の製造
49	家庭用品の製造
50	パルプ、紙ならびにダンボールの製造
51	肥料、窒素化合物の生産
52	農業用の殺虫剤や化学製品の生産
53	繊維製品の生産
54	医薬品(化学医薬品、植物性薬品)の生産
55	タイヤの生産
56	ゴム製タイヤやチューブの生産ならびに修理
57	コンクリート、セメント、石灰石、レンガ、セラミックならびに漆喰の生産
58	建設資材の製造
59	タンクなどの建設事業資材としてのプラスチック製品の製造
60	鉄鋼の生産
61	金属の精錬(機器の製造を除く)
62	翡翠、宝石の生産
63	コンピューター、電子機器の製造
64	電気モーター、発電機、変圧器、送電装置ならびに送電管理装置の製造
65	配電盤装置の製造
66	家電製品(ビデオ、テレビ等)の製造
67	通信機器(電話、ファックス等)の製造
68	電子計測機器の製造

No.		産業／業種
	69	通信ケーブルの製造
	70	電池、蓄電池の製造
	71	配線、配線装置の製造
	72	アルミニウム、アルミニウム製品の製造
	73	ガラス、ガラス製品の製造
	74	ガラス繊維の製造
	75	農業用機械の製造
	76	車両の製造、組立
	77	自動車及びトレイラー用の車体の生産
	78	車関連部品の生産
	79	二輪車の生産(エンジンやスペアパーツの生産を含む)
	80	機械設備の生産
	81	一般機械の生産
	82	船舶の建造
	83	遊覧船、レジャーボートの建造
	84	鉄道機関車、鉄道用車両、鉄道用線路の製造
	85	航空機の製造
	86	飛行機の胴体、エンジンならびに部品の製造
	87	石油化学製品の生産
	88	化学品の生産
	89	ゴム製品の生産
	90	エンジンオイルの生産
	91	伝統医薬品の生産
	92	医療機器の生産
(E)	工業団地の開発	
(F)	新都市の開発	
(G)	都市開発関連	
	1	上水道
	2	下水道
	3	ごみの収集
	4	低価格住宅の建設、賃貸
	5	公共交通機関
(H)	道路、橋梁、鉄道用線路の建設	
	1	新しい幹線道路(幹線道路上の橋梁を含む)の建設
	2	線路の建設
	3	滑走路の建設
	4	幹線道路及び橋梁の改修、ならびにトンネルの建設
(I)	海港、河川港ならびにドライポート(積み替えターミナル)の建設	
(J)	空港の運営管理、メンテナンス	

No.		産業／業種
(K)	航空機のメンテナンス	
(L)	輸送関連	
	1	公共輸送(鉄道)
	2	鉄道貨物輸送
	3	コンテナによる鉄道貨物輸送
	4	公共輸送(道路)
	5	道路輸送による貨物の保管サービス
	6	河川、湖での水上輸送
	7	河川、湖での水上貨物輸送
	8	国内航空輸送(乗客)
	9	国際航空輸送(乗客)
	10	倉庫、タンクの建設ならびに賃借
	11	コールドチェーン物流構築
	12	梱包サービス
(M)	発電、送電	
(N)	再生可能エネルギーの生産	
	1	太陽エネルギー、風力エネルギー、地熱エネルギーを利用した発電、送電
	2	太陽エネルギー、風力エネルギー、地熱エネルギーを利用した発電、送電のためのエンジニアリングサービス
(O)	通信事業	
	1	光ファイバー網、通信用・送電用の電線の敷設、ならびに通信用タワーの建設
	2	地域単位での光ファイバー網関連事業
	3	通信サービス
(P)	教育関連	
	1	私立学校
	2	国際的なカリキュラムを提供する学校
	3	職業訓練学校
	4	高等教育サービス
	5	スポーツ教育サービス
	6	民間航空訓練
	7	健康関連サービスのための訓練事業
(Q)	健康関連	
	1	病院
	2	医療関連の研究所
	3	伝統医療の病院
	4	民間の診療所
	5	動物用医薬品の製造
(R)	IT	
	1	IT インフラサービス
	2	ソフトウェア開発

No.		産業／業種
(S)	ホテル、観光	
	1	ホテル、リゾート施設
	2	観光用の輸送サービス
	3	エコツーリズム
(T)	科学研究	
	1	農業、畜産業分野での研究開発
	2	医療分野での研究開発
	3	産業発展、エンジニアリングならびに技術分野での研究開発
	4	収穫後の農地研究
	5	農業、畜産ならびに水産業における科学的予備調査
	6	伝統医薬に関する研究
	7	地質学の研究

連絡先

KPMG ミャンマー事務所

KPMG Advisory (Myanmar) Ltd.

Union Business Centre (UBC), Level-3
Nat Mauk Road, Bo Cho Quarter,
Bahan Township, Yangon, Myanmar

www.kpmg.com/mm

代表

T: +95 1 860 3361～63

Email: myanmar@kpmg.com

事務所長 藤井 康秀

T: +95 95 099 862

Email: yfujii@kpmg.com

アソシエイトディレクター 加藤 正一

T: +95 99 6023 0183

Email: mkato3@kpmg.com

KPMG values

We lead by example

We work together

We respect the individual

We seek the facts and provide insight

We are open and honest in our communication

We are committed to our communities

Above all, we act with integrity



www.kpmg.com/mm

Contact us

KPMG Advisory (Myanmar) Ltd.
Suite No. 03-05 ~07 (Level – 3),
Union Business Centre (UBC)
Nat Mauk Road, Bo Cho Quarter,
Bahan Township, Yangon, Myanmar
T: +95 1 860 3361~63
E: myanmar@kpmg.com

STAY CONNECTED >>>



Twitter : twitter.com/KPMG_MM

Facebook : youtube.com/KPMGinMyanmar

YouTube : facebook.com/KPMGinMyanmar

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2017 KPMG Advisory (Myanmar) Limited, a Myanmar limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.